

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進								
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る								
【業績指標】	(1)民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合	業績目標							
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)			
		約1割 (平成30年度)				2割 (令和12年度)			
【指標の定義】									
一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合 = A/B									
A = 一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた戸数(民営借家共同住宅)									
B = 民営借家共同住宅の総ストック数									
※「一定の断熱性能」:全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している住宅									
※「一定の遮音対策」:居室の全部又は一部の床に一定の遮音性能が期待できる部材を使用している住宅 木造・S造・・・LH-55(子どもの飛び跳ねや走り回り等の重量床衝撃音の遮断性能(LH)が「標準的である」水準)以上の床部材を使用 RC造……………コンクリートの床厚が150mm以上									
※初期値及び直近値(平成30年度):A939,427戸/B13,213,176=7.1%									
【目標設定の考え方・根拠】									
子育て世帯の多くが賃貸住宅に居住していることから、住宅の性能のうち、子育て世帯の関心が特に高い「(ランニングコストの節約を含めた)省エネと音」に関する民間賃貸住宅の質の向上について、子どもを産み育てやすい住宅の確保の達成状況を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(2割(令和12年))から設定。									
【過去の実績値】(年度) 単位:割									
	H30								
	約1								
【外部要因】									
平均年収の推移、居住ニーズの変化									
【他の関係主体】									
民間事業者等									
【備考】									
【担当課】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)								
【関係課】	住宅局住宅生産課 住宅局安心居住推進課 住宅局住宅総合整備課								

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進																																																					
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る																																																					
【業績指標】	(2) 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※ (①公的賃貸住宅団地全体、②UR団地の医療福祉拠点化) ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進(250団地程度(令和12))し、これにより設置される施設を含む。					業績目標																																																
						初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)																																											
						①29%(令和元) ②128団地(令和元)					①おおむね4割(令和12) ②250団地(令和12)																																											
【指標の定義】	<p>①公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率(A/B)</p> <p>A: 令和12年度末における地域拠点施設が併設された団地数 B: 令和12年度末における100戸以上の公的賃貸住宅団地数</p> <p>②UR団地の医療福祉拠点化 ・地域医療福祉拠点化の取組方針に基づき、地域の連携体制が構築され、一定程度の取組みが実現し、地域医療福祉拠点として持続可能な状態になった段階</p>																																																					
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から、施設併設を進めていくことが重要であることから、公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(令和12年までにおおむね4割)を設定したもの。</p> <p>②UR団地の医療福祉拠点化 後期高齢者の更なる増加に備え在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、UR団地を活用して、医療・福祉施設等の誘致、居住環境の整備、若年世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成を図ることが有効であるため、その進捗状況を示す指標として設定。</p>																																																					
【過去の実績値】(年度)	<p><①公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率> 単位:%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>29.1</td> <td>33.5</td> <td>34.5</td> <td>34.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><②UR団地の医療福祉拠点化形成実績> 単位:団地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>128</td> <td>166</td> <td>181</td> <td>202</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											R1	R2	R3	R4								29.1	33.5	34.5	34.6								R1	R2	R3	R4								128	166	181	202						
	R1	R2	R3	R4																																																		
	29.1	33.5	34.5	34.6																																																		
	R1	R2	R3	R4																																																		
	128	166	181	202																																																		
【外部要因】	地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設の設置																																																					
【他の関係主体】	地方公共団体、地方住宅供給公社、(独)都市再生機構、民間事業者																																																					
【備考】																																																						
【担当課】	住宅局住宅総合整備課、住宅局住宅企画官付																																																					
【関係課】																																																						

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進									
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る									
【業績指標】	(3) 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合*					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						2.5% (平成30年度)		4% (令和12年度)		
【指標の定義】	<p>高齢者向け住宅の戸数・定員数の合計値について、65歳以上の人口数で除して算出した割合</p> $\text{高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合} = \frac{\text{高齢者向け住宅の供給量}}{\text{65歳以上の人口数}}$									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>高齢者の居住の安定確保を図るため、見守り等のサービスが必要となる高齢者世帯に対して十分な高齢者向け住宅が供給されるよう、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(4%(令和12年))から設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H30	R1	R2	R3	R4					
	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9					
【外部要因】	世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等									
【他の関係主体】	民間事業者等									
【備考】										
【担当課】	住宅局安心居住推進課									
【関係課】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済法制課									

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進									
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る									
【業績指標】	(4) 認定長期優良住宅のストック数	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		113万戸 (令和元)				250万戸 (令和12)				
【指標の定義】	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の累計戸数									
【目標設定の考え方・根拠】	・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している認定長期優良住宅のストック数の目標値(約250万戸(令和12年))を基に設定したもの。									
【過去の実績値】(年度)	単位: 万戸									
	R1	R2	R3	R4						
	113	124	136	148						
【外部要因】	資金調達可能額の動向、住宅ローン金利の動向、建材等の価格の動向 等									
【他の関係主体】	住宅供給事業者(事業主体)、所管行政庁(運用主体)、住宅金融支援機構(支援主体)									
【備考】										
【担当課】	住宅局住宅生産課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進											
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る											
【業績指標】	(5)居住目的のない空き家数※ ※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数						業績目標					
							初期値 (基準年度)			目標値 (目標年度)		
							349万戸 (平成30年度)			400万戸程度におさえる (令和12年度)		
【指標の定義】	「住宅・土地統計調査(総務省)」における空き家数のうち、「その他の住宅」の数											
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(400万戸程度に抑える(令和12年))から設定。</p> <p>・賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数は、増加すると防犯・防災性や地域活力の低下を招く恐れがあり、住宅着工・除却数、世帯増減などに大きく影響される面もあるが、既存住宅流通や除却・他用途への転用等を今後さらに進める取組みにより増加を抑えることが期待される。</p> <p>・過去の住宅・土地統計調査における「その他空き家」数のトレンドによると、令和12年には470万戸程度に増加するおそれがあり、今後、世帯数の大幅な増加も見込まれないことから、H28年計画における「その他空き家」数の抑制目標値を5年間延長し、令和12年においても400万戸程度を維持することとする。</p>											
【過去の実績値】(年度)	単位:万戸											
	H30											
	349											
【外部要因】	世帯数の増減、新規住宅着工数											
【他の関係主体】	地方公共団体、民間事業者等											
【備考】												
【担当課】	住宅局住宅企画官付											
【関係課】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅総合整備課住環境整備室 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当) 住宅局建築指導課 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 不動産・建設経済局不動産課											

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(6) 既存住宅流通及びリフォームの市場規模*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		12兆円 (平成30年)	14兆円 (令和12年)
【指標の定義】			
<p><既存住宅流通の市場規模></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存住宅流通の市場規模 = A × B A = 土地と家屋を含めた消費者の既存住宅の購入価額【出典:住宅市場動向調査(国土交通省)】 B = 既存住宅の流通戸数【出典:住宅・土地統計調査(総務省)】 <p><リフォームの市場規模></p> <ul style="list-style-type: none"> リフォームの市場規模 = ① 10㎡以上の増改築工事 + ② 10㎡未満の増改築工事 + ③ 設備の維持修繕費 + ④ 修繕工事(大規模修繕等) + ⑤ 賃貸住宅のリフォーム 			
【目標設定の考え方・根拠】			
<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素社会に向けた住宅循環システムを構築し、ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えが可能となる社会を実現するためには、既存住宅流通の活性化が重要な課題である。 平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂において、既存住宅・リフォーム市場規模を、2010年(平成22年)から2020年(平成32年)までに10兆円から20兆円へと倍増する目標が掲げられているが、直近の実績では4.5兆円にとどまっております。長期的には倍増を目指すのが現実的な目標として6兆円とする。 インスペクション、住宅瑕疵保険、住宅性能表示等の活用、買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例、価格査定マニュアルの普及・定着等の諸政策を展開することにより、既存住宅流通の市場規模が6兆円になるものと見込む。 また、住宅ストックの状況は、総世帯(約5,250万世帯)に対し住宅ストック数(約6,060万戸)で約16%多い。一方で「耐震性のない住宅」は全国で約900万戸、「バリアフリー・省エネをいずれも満たさない」住宅が約2,200万戸存在することから、リフォーム市場の活性化による既存住宅の質の維持・向上が求められるところ。 リフォーム市場の活性化を通じて循環型社会の形成を目指すため、これまでの実績の推移に加え各種支援制度の充実等により性能向上リフォーム(耐震・省エネ・バリアフリー)、新たな日常に対応するリフォーム等の市場規模拡大を政策で後押しし、令和12年度のリフォーム市場規模が8兆円になるものと見込む。 以上より、令和12年の目標値を14兆円に設定。 			
【過去の実績値】(年度) 単位:兆円			
	H30		
	12		
【外部要因】			
地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等			
【他の関係主体】			
住宅建設業者・リフォーム業者等			
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅企画官付		
【関係課】	不動産・建設経済局不動産課 不動産・建設経済局不動産市場整備課 不動産・建設経済局地価調査課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局住宅生産課 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進								
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する								
【業績指標】	(7) 住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合	業績目標							
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)			
		15% (令和元年度)				50% (令和12年度)			
【指標の定義】									
流通する既存住宅の品質を示す指標として設定									
現状値(R1年): $(A+B+C) \div D = (22,309 \text{戸} + 570 \text{戸} + 0 \text{戸}) \div 15.5 \text{万戸} \approx 14.8\% (15\%)$ A: 既存住宅売買瑕疵保険の申請戸数=22,309戸 B: 安心R住宅流通戸数(既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅戸数を除く)=570 Bの算出方法=令和元年安心R住宅流通戸数(1,424)×0.4※=570 ※安心R住宅年間流通戸数が最も多いリノベ協における安心R住宅のうち既存住宅売買瑕疵保険に加入したものの割合(59.3%:平成30年4月～9月実績)の傾向が全登録団体と同様であると仮定し、安心R住宅年間流通戸数の4割が保険に加入していないものとして算出。 C: 新たな保険商品※の申請戸数=0戸 ※検査不適合範囲を免責とする保険、延長保険(転売特約)、買主加入型保険等、今後件数の増加が見込まれる保険(令和3年度以降認可することを想定する新たな保険商品) D: 既存住宅の流通戸数(年間)=15.5万戸(令和元年) 平成30年住宅・土地統計調査により公表されている平成26年1月から平成30年9月までの計57か月の既存住宅流通戸数に60/57を乗じ(=平成26年から平成30年の60か月の合計戸数)、この数値を5で除すことで過去5年間の平均既存住宅流通戸数を算出。									
【目標設定の考え方・根拠】									
住宅性能に関する基礎的な情報が消費者に提供される住宅(安心R住宅や既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅等)を普及・拡大し、消費者が安心して取引できる既存住宅流通市場の整備を図る。									
目標値(R12年): $(A+B+C) \div D = (44,826 \text{戸} + 4,970 \text{戸} + 46,000 \text{戸}) \div 19.0 \text{万戸} \approx 50.4\% (50\%)$ Aの算出方法: 平成21年から令和元年までの宅建業者販売タイプ申込件数(A1)及び個人間売買申込件数(A2)の増加傾向を基に増加変動をそれぞれ線形近似し、A1:1,741件増加/年、A2:307件増加/年を仮定し、令和2年以降の件数を想定。 Bの算出方法 安心R住宅流通戸数が1,000戸/年増加すると仮定し、令和2年以降の安心R住宅流通戸数を試算のうえ、各年の当該数値に0.4を乗じた値を順次加算することで算出。 Cの算出方法: AまたはBと同等の住宅の性能に関する基礎的な情報が消費者に提供される住宅が令和12年に約4.6万戸となると想定し設定(令和3年度に年間1,000件、その後年間5,000件のペースで増加を想定)。 Dの算出方法: 年間の既存住宅流通量が増加し19万戸になっていると想定。									
【過去の実績値】(年度)									単位:%
	R1								
	15								
【外部要因】									
【他の関係主体】									
【備考】									
【担当課】	住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)								
【関係課】	なし								

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進								
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する								
【業績指標】	(8)25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	業績目標							
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)						
		54% (平成30年度)	66% (令和7年度)						
【指標の定義】	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合割合(A/B) ※A=25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合数 B=分譲マンション管理組合数 ※初期値及び直近値(平成30年度):A905管理組合/1,688管理組合=53.6%								
【目標設定の考え方・根拠】	分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)で設定している目標値(75%(R12))をもとに現況値と令和12年度末までの目標値との差を按分し、令和7年度末までの数値を形式的に設定。								
【過去の実績値】(年度)	単位:%								
	H30								
	53.6								
【外部要因】									
【他の関係主体】									
【備考】									
【担当課】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)								
【関係課】									

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
【業績指標】	<p>(9) 公共施設等のバリアフリー化率等 ①特定道路におけるバリアフリー化率*、②旅客施設のバリアフリー化率((i)段差解消*、(ii)視覚障害者誘導用ブロック*、(iii)案内設備*、(iv)障害者対応型便所の設置*) ③ホームドアの整備番線数((i)鉄軌道駅全体*、(ii)平均利用者1日10万人以上の駅*)、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤規模の大きい概ね2ha以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率((i)園路及び広場*、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率* ⑦移動等円滑化促進方針の作成市町村数、⑧移動等円滑化基本構想の作成市町村数*</p>	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		<p>①約63%(平成30年度) ②(i)91.9%(令和元年度) (ii)95.1%(令和元年度) (iii)74.0%(令和元年度) (iv)88.6%(令和元年度) ③(i)1,953番線(令和元年度) (ii)447番線(令和元年度) ④約61%(令和元年度) ⑤(i)約63%(平成30年度) (ii)約53%(平成30年度) (iii)約61%(平成30年度) ⑥約67%(平成30年度) ⑦8(令和2年度) ⑧304(令和元年度)</p>	<p>①約70%(令和7年度) ②(i)原則100%(令和7年度) (ii)原則100%(令和7年度) (iii)原則100%(令和7年度) (iv)原則100%(令和7年度) ③(i)3,000番線(令和7年度) (ii)800番線(令和7年度) ④約67%(令和7年度) ⑤(i)約70%(令和7年度) (ii)約60%(令和7年度) (iii)約70%(令和7年度) ⑥約75%(令和7年度) ⑦約350(令和7年度) ⑧約450(令和7年度)</p>

【 指 標 の 定 義 】

①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に規定する特定道路(注1)延長のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準を満たす道路延長の割合。

(注1)重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する道路。平成20年度に約1,700km指定し、令和元年度に約2,740km追加指定した、全体約4,450km。

②一定の旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル施設)(注2)数に占める、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)第4条、9条、10～12条、13～15条で定める基準に適合した一定の旅客施設数の割合。

段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、障害者対応型便所が設置された一定の旅客施設数の割合＝
それぞれ公共交通移動等円滑化基準第4条、9条、10～12条、13～15条を満たす一定の旅客施設数

÷ 全ての一定の旅客施設数

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

(注2)鉄軌道駅及びバスターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の施設

③公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号及び第7号で定めるホームドア(注3)が設置されている番線数。

(注3)可動式ホーム柵含む

④床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(注1)(公立小学校等を除く。以下同じ。)の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」(平成18年政令第379号)第11条から第24条までに定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)(注2)に適合するものの割合。

(注4)病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(注5)出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

÷ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

⑤バリアフリー法に規定する特定公園施設(注6)である園路及び広場、駐車場、便所が設置された規模の大きい概ね2ha以上の都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準(注7)に適合した都市公園の割合。

(注6)バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

(注7)「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第115号)で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

	【初期値(H30)】	【直近値(R2)】	【目標値(R7)】
園路及び広場	5,838/9,338=63%	5,985/9,399=64%	約70%
駐車場	3,060/5,798=53%	3,259/5,918=55%	約60%
便所	5,307/8,758=61%	5,536/8,889=62%	約70%

⑥バリアフリー法に規定する特定路外駐車場(注8)のうち、路外駐車場移動等円滑化基準(注9)に適合した路外駐車場の割合。
(注8)駐車用の用に供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

(注9)「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第112号)で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準。

(分子)＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

(分母)＝特定路外駐車場の数

数値の根拠

○初期値- 2,177/3,245

○直近値 2,229/3,151

⑦バリアフリー法に規定する移動等円滑化促進方針の作成市町村数。

⑧バリアフリー法に規定する移動等円滑化基本構想の作成市町村数。

【目標設定の考え方・根拠】

- ①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)に定める整備目標を踏まえ設定。
- ②③移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに、鉄軌道駅及びバスターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の施設について、原則として全て移動等円滑化すること(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする)、またホームドア又は可動式ホーム柵については、全鉄軌道駅について3,000番線、そのうち1日あたりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅について800番線を整備することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。
- ④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までの目標値(約67%)を設定している。これを踏まえ、設定したもの。
- ⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに園路及び広場は約70%、駐車場は約60%、便所は約70%を移動等円滑化することを目標に設定。
- ⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに特定路外駐車場の約75%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したもの。
- ⑦⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において定める整備目標を踏まえ設定。

【過去の実績値】(年度)

単位:%

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
①-	①-	①-	①-	①-	①-	①63	①65	①67	①69	①71
②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②
(i)83.3	(i)84.8	(i)86.1	(i)87.2	(i)89.4	(i)90.4	(i)91.9	(i)94.5	(i)93.7	(i)93.5	(i)93.5
(ii)93.1	(ii)93.2	(ii)93.6	(ii)93.8	(ii)94.3	(ii)94.7	(ii)95.1	(ii)96.7	(ii)42.7	(ii)44.6	(ii)44.6
(iii)-	(iii)-	(iii)-	(iii)-	(iii)-	(iii)-	(iii)-	(iii)74.0	(iii)80.3	(iii)76.9	(iii)77.0
(iv)80.1	(iv)81.9	(iv)83.0	(iv)84.2	(iv)85.2	(iv)86.7	(iv)88.6	(iv)91.6	(iv)91.8	(iv)92.1	(iv)92.1
③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③
(i)-	(i)-	(i)-	(i)-	(i)-	(i)-	(i)-	(i)1953	(i)2,192	(i)2,337	(i)2,484
(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)447	(ii)334	(ii)406	(ii)493
④54	④55	④56	④58	④59	④60	④61	④61	④62	④63	④64
⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
(i)-	(i)-	(i)-	(i)-	(i)-	(i)-	(i)63	(i)63	(i)64	(i)64	(i)64
(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)-	(ii)53	(ii)55	(ii)55	(ii)56	(ii)56
(iii)-	(iii)-	(iii)-	(iii)-	(iii)-	(iii)-	(iii)61	(iii)61	(iii)62	(iii)63	(iii)63
⑥57	⑥60	⑥62	⑥63	⑥66	⑥67	⑥71	⑥71	⑥71	⑥71	⑥72
⑦-	⑦-	⑦-	⑦-	⑦-	⑦-	⑦-	⑦8	⑦11	⑦18	⑦34
⑧-	⑧-	⑧-	⑧-	⑧-	⑧-	⑧-	⑧304	⑧309	⑧312	⑧321

【 外 部 要 因 】 ②旅客施設の構造等 ④経済状況等による新規建築物着工数等	
【 他 の 関 係 主 体 】 ①地方公共団体(事業主体) ②③地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体) ④地方公共団体(事業主体)、建築事業者(事業主体) ⑤地方公共団体(事業主体) ⑥路外駐車場管理者	
【 備 考 】	
【 担 当 課 】	総合政策局バリアフリー政策課 道路局環境安全・防災課 住宅局参事官(建築企画担当) 都市局公園緑地・景観課 都市局街路交通施設課 鉄道局都市鉄道政策課
【 関 係 課 】	鉄道局技術企画課 自動車局総務課企画室 港湾局技術企画課技術監理室 航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
【業績指標】	(10)車両等のバリアフリー化*(①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②乗合バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数、⑤福祉タクシーの導入数、⑥総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合、⑦旅客船のバリアフリー化率、⑧航空機のバリアフリー化率)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①74.6%(令和元年度) ②61.2%(令和元年度) ③5.5%(令和元年度) ④1,081台(令和元年度) ⑤37,064台(令和元年度) ⑥－(令和元年度) ⑦48.4%(令和元年度) ⑧99.1%(令和元年度)	①約70%(令和7年度) ②約80%(令和7年度) ③約25%(令和7年度) ④約2,100台(令和7年度) ⑤約90,000台(令和7年度) ⑥約100%(令和7年度) ⑦約60%(令和7年度) ⑧原則100%(令和7年度)
【指標の定義】	<p>バリアフリー法に定める車両等のうち、公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合。 (分子)＝下記基準に適合する①②③④⑤⑥車両数、⑦隻数、⑧機数 (分母)＝①④⑤⑥総車両数、②総車両数(公共交通移動等円滑化基準第43条に基づく適用除外認定車両を除く)、③適用除外認定車両数、⑦総隻数(公共交通移動等円滑化基準第61条第2項と同附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く)、⑧総機数 ※⑥については、上記の定義にて算出した車両の導入率が約25%以上である都道府県の割合を業績指標として使用する。</p> <p>①鉄軌道車両 公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。</p> <p>②ノンステップバス 床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。</p> <p>③リフト付きバス等 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。</p> <p>④貸切バス車両 公共交通移動等円滑化基準第43条の2で定める基準に適合する車両であって、床面高さが概ね30cm以下、リフト付き又はスロープ付きの車両。</p> <p>⑤福祉タクシー 公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。</p> <p>⑥ユニバーサルデザインタクシー 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示第4条で定める基準に適合する車両</p> <p>⑦旅客船 公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条までに掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。</p> <p>⑧航空機 公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条までに掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。</p>		

【目標設定の考え方・根拠】

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約80%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約60%、航空機については総機数の原則100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また貸切バス車両におけるノンステップバス・リフト付きバス等については約2,100台、福祉タクシーについては約90,000台、ユニバーサルデザインタクシーについては各都道府県における総車両数の約25%をそれぞれ導入することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。なお、ユニバーサルデザインタクシーについては、基本方針においては各都道府県における総車両数の約25%を導入することを目標としているところ、業績指標及び目標値の設定においては、実績値の表記のしやすさを考慮し、総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合を約100%とすることに変更している。

※①鉄軌道車両のバリアフリー化率の目標値について、令和2年4月に施行された新たな公共交通移動等円滑化基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け）への適合状況（50%程度と想定）を踏まえて設定している。

【過去の実績値】（年度）

単位：%

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
①	59.5	62.0	65.2	67.7	71.2	73.2	74.6	48.6	53.8	56.9
②	43.9	47.0	50.1	53.3	56.0	58.8	61.2	63.8	65.5	68.0
③	3.9	5.7	5.9	6.0	5.2	5.1	5.5	5.8	6.0	6.5
④	—	—	—	—	1,699	1,013	1,081	1,975	1,157	1,157
⑥	13,978	14,644	15,026	15,128	20,113	28,602	37,064	41,464	42,622	45,311
⑦	—	—	—	—	—	—	—	—	16.9	19.2
⑦	28.6	32.2	36.6	40.3	43.8	46.2	48.4	53.3	55.0	56.1
⑧	92.8	94.6	96.3	97.1	97.8	98.2	99.1	99.7	100	100

【外部要因】

①②③④⑤⑥⑦⑧公共交通事業者の経営状況

【他の関係主体】

地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

【備考】

【担当課】 総合政策局バリアフリー政策課

【関係課】 鉄道局技術企画課
 鉄道局鉄道事業課
 自動車局旅客課
 海事局内航課
 航空局航空ネットワーク部航空事業課

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(11) 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		17% (平成30年度)				25% (令和12年度)				
【指標の定義】	<p>高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 = A/B A=65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅戸数 ※1 一定のバリアフリー化:2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消がされていること。 ※2 一定の断熱化:二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓が、すべての窓又は一部の窓にあること B=65歳以上の者が居住する住宅の総戸数 (出典)「住宅・土地統計調査」(総務省)に基づく国土交通省独自集計</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・H28年計画における高齢者の居住する住宅におけるバリアフリー性能のみを対象とした指標から、「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン(平成31年国土交通省)等を踏まえ、家屋内の温熱環境の改善を含めた指標に改定。 ・高齢者が自立して暮らし続けられる住まいの実現にあたり、家庭内における不意の事故や家屋内温度差の低減によるヒートショックの発生抑制等を図る。 ・なお、断熱性能の向上に合わせて、「浴室暖房乾燥機の使用率」を追加し、合わせて良好な温熱環境の実現を目指す。 ・目標年度は「新たな住生活基本計画」の計画年度(令和3年度～令和12年度)に合わせて設定。</p> <p>実績値=65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅戸数 / 65歳以上の者が居住する住宅の総戸数 =3,777,496戸 / 22,498,268戸 = 16.79 = 17 % 【出典】平成30年住宅・土地統計調査(総務省)より国土交通省独自集計</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H30									
	17									
【外部要因】	新築住宅着工数、リフォーム件数等									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	住宅局住宅企画官付									
【関係課】	住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局住宅総合整備課 住宅局安心居住推進課 住宅局住宅生産課									

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する									
【業績指標】	(12)廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		約7年 (令和2年度)					7年以上を確保 (毎年度)			
【指標の定義】	各海面処分場における受入予定期間(計画値)に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値。									
【目標設定の考え方・根拠】	海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:年									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	約8	約8	約7	約8	約8	約7	約7	約7	約7	約7
【外部要因】										
【他の関係主体】	環境省(廃棄物行政を所管) 港湾管理者(事業実施主体) 市町村(一般廃棄物の処理責任者)									
【備考】										
【担当課】	港湾局海洋・環境課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現													
【施策目標】	5 快適な道路環境等を創造する													
【業績指標】	(13)自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数*								業績目標					
									初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)			
									89 (令和2年度)		400 (令和7年度)			
【指標の定義】	自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数													
【目標設定の考え方・根拠】	2030年度までにDID地区を有する825市区町村において自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画の策定を達成するため、2018～2020年度の計画策定実績をもとに2025年度までに達成すべき市区町村数を設定。													
【過去の実績値】(年度)	単位:市区町村													
	R2	R3	R4											
	89	131	155											
【外部要因】														
【他の関係主体】	地方公共団体(策定主体)													
【備考】														
【担当課】	道路局参事官(自転車活用推進本部事務局)													
【関係課】														

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	5 快適な道路環境等を創造する									
【業績指標】	(14)電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		約38% (令和元年度)				約52% (令和7年度)				
【指標の定義】	電柱倒壊リスクのある市街地等の緊急輸送道路延長のうち、無電柱化済み又は無電柱化の工事に着手済みの延長									
【目標設定の考え方・根拠】	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用これまでの実績と加速化対策を踏まえ目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R1	R2	R3	R4						
	約38	約40	約41	約43						
【外部要因】										
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体(事業主体) ・電線管理者(電気、通信、CATV等) 									
【備考】										
【担当課】	道路局 環境安全・防災課									
【関係課】	道路局 国道・技術課									

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する									
【業績指標】	(15) 今後新たに都市用水が必要となる地域の水資源開発施設による都市用水開発水量の確保率	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		0% (令和3年度)				約30% (令和8年度)				
【指標の定義】 水資源開発施設における都市用水の開発水量において、水資源開発施設の計画水量を分母、完成水量を分子とし開発水量の確保率を指標とする。(単位:%)										
【初期値】0%=0.0/4.65 【直近値】11%=0.55/4.65 【目標値】約30%=約1.40/4.65										
【目標設定の考え方・根拠】 近年の我が国における年間降水量の変動の幅は大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる水源の確保を推進していく必要がある。 これまで、全国で多くの水資源開発施設の整備をおこない都市用水の確保に取り組んできたが、一部の地域では未だ水資源開発施設が整備中である。 このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水(生活用水及び工業用水)を確保する水資源開発施設の開発水量の確保割合を指標とするものである。 目標値は、水資源開発施設の整備スケジュールを基に目標年次である令和8年度の値を推定している。										
【過去の実績値】(年度)										単位:%
	R3	R4	R5							
	0	11	11							
【外部要因】 水資源開発施設整備の進捗										
【他の関係主体】 地方公共団体										
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課									
【関係課】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課									

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する									
【業績指標】	(16)水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		83% (令和3年度)				約90% (令和8年度)				
【指標の定義】	<p>水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画(36ダム)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位:%)</p> <p>【初期値】83%=727事業/876事業 【直近値】85%=744事業/876事業 【目標値】約90%=788事業/876事業</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>水資源を安定的に確保するためには、水資源開発施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。</p> <p>このため、ダム建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づき地方公共団体が道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。</p> <p>目標値は目標年度である令和8年度の完了予定事業数より設定する。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	67	69	74	76	80	83	85	集計中		
【外部要因】	ダム事業の進捗状況、地域の経済・社会状況の変化									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する									
【業績指標】	(17)1人当たり都市公園等面積	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		10.6㎡/人 (平成30年度)					11.4㎡/人 (令和7年度)			
【指標の定義】	<p>都市公園等(都市公園及びカントリーパーク)の面積(分子)を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口(分母)で除したもの。 ※カントリーパーク:都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標に設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:㎡/人									
	H30	R1	R2	R3	R4	R5				
	10.6	10.7	10.7	10.8	10.8	集計中				
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現													
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する													
【業績指標】	(18)都市域における水と緑の公的空間(制度等により永続性が担保されている自然的環境)確保量*								業績目標					
									初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)			
									13.6m ² /人 (H30年度)		15.2m ² /人 (令和7年度)			
【指標の定義】	<p>都市域における(原則都市計画区域とする)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したもの。</p> <p><分母>都市計画区域人口(人)</p> <p><分子>都市域の永続的自然環境面積※(m²)</p> <p>※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積</p>													
【目標設定の考え方・根拠】	<p>都市域における水と緑の公的空間については、最大限割合を伸ばしていく必要があるが、達成可能性等を勘案して、令和7年度末までには「15.2m²/人」が達成されることを目標としている。なお第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)においても同数値を重点指標(KPI)として記載している。</p>													
【過去の実績値】(年度)	単位: m ² /人													
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7						
	13.6	13.9	13.9	14	集計中	集計中								
【外部要因】														
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)													
【備考】														
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課													
【関係課】	道路局環境安全・防災課 水管理・国土保全局河川環境課 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 水管理・国土保全局大臣官房参事官(上下水道技術) 港湾局海洋・環境課 航空局航空戦略室 大臣官房官庁営繕部整備課													

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する									
【業績指標】	(19)汚水処理人口普及率*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		91.7% (令和元年度)					95% (令和8年度)			
【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分子)汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等)が普及している人口 (分母)総人口 【初期値(R元)】 91.7%=(116,360,683人/126,843,072人)										
【目標設定の考え方・根拠】 将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和8年度までに95%まで向上させることを目標として設定。										
【過去の実績値】 (年度) 単位:%										
	R1	R2	R3	R4	R5					
	91.7	92.1	92.6	92.9	集計中					
【外部要因】 技術開発の動向等										
【他の関係主体】 ・環境省(浄化槽事業を所管) ・農林水産省(集落排水施設事業を所管) ・地方公共団体(事業主体)										
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局 下水道事業課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する									
【業績指標】	(20)水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		77.5% (平成30年度)					100% (令和8年度)			
【指標の定義】										
<p>水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 (分子)水道事業ビジョン又は都道府県水道ビジョンを策定している都道府県、水道事業者(簡易水道事業者を除く。以下同じ。)及び水道用水供給事業者の合計数 (分母)我が国の都道府県、水道事業者及び水道用水供給事業者の合計数 【初期値(H30)】77.5%</p> <p>「水道事業ビジョン」は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、料金収入の減少や水源の汚染リスクへの対応といった、今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、行程等を地域ごとに包括的に示すもの、「都道府県水道ビジョン」は、水道事業者等が作成した水道事業ビジョンを踏まえ、広域的な観点から、都道府県単位で水道のあり方を示すものであり、それらの策定が進むことにより、上下水道の持続性の確保と機能強化の推進という施策目標に寄与するものである。国土交通省としては、「都道府県水道ビジョン」作成の手引き等により、これらの策定を促進している。</p>										
【目標設定の考え方・根拠】										
これまでの整備状況を踏まえて、令和8年度までに100%まで向上させることを目標として設定した。										
【過去の実績値】(年度) 単位:%										
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	77.5	80.7	83.2	84.6	85.8	集計中				
【外部要因】										
【他の関係主体】										
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体(事業主体。水道事業ビジョンの策定主体。) ・都道府県(都道府県水道ビジョンの策定主体) 										
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局 水道事業課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現										
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する										
【業績指標】	(21)水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数*									業績目標	
										初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
										433 (令和2年度)	658 (令和7年度)
【指標の定義】	河川法上の河川に隣接する市区町村のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した市区町村数 ※河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村。										
【目標設定の考え方・根拠】	第4次社重点での進捗状況を考慮し、R7年度までの目標を設定										
【過去の実績値】(年度)	単位:市区町村										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	208	271	297	347	388	433	451	474	集計中		
【外部要因】	新型コロナウイルス感染症のまん延										
【他の関係主体】											
【備考】											
【担当課】	水管理・国土保全局 河川環境課										
【関係課】											

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(22)一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	業績目標								
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)							
	-	①直近5年間の改善率の年平均-1% ②直近5年間の改善率の年平均-1% ③直近5年間の改善率の年平均-1% (毎年度)								
【指標の定義】	<p>運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(特定輸送事業者)に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。</p> <p>※ エネルギー使用に係る原単位:エネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計など</p> <p>※ 電気需要平準化評価原単位:電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	①-0.87	①-0.76	①-0.64	①-0.97	①-1.45	①-0.88	①-1.23	①-1.31	①-0.77	①-1.19
	②-0.56	②-0.51	②-0.92	②-0.85	②-0.53	②-0.47	②-0.38	②-0.32	②-0.49	②-0.68
	③-1.24	③-1.24	③-0.14	③-0.57	③-1.50	③-1.19	③-0.80	③-0.45	③+5.65	③+5.75
【外部要因】	猛暑、厳冬による影響、新型コロナウイルス感染症による影響等									
【他の関係主体】	各輸送事業者、荷主 等									
【備考】										
【担当課】	総合政策局 環境政策課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(23)燃費基準値達成建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		①7%(平成29年度) ②2%(平成29年度) ③5%(平成29年度)					①49%(令和7年度) ②40%(令和7年度) ③33%(令和7年度)			
【指標の定義】	<p>①、②及び③ CO2排出量低減が相当程度図られた「低炭素型建設機械の認定に関する規程(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」及び「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」(平成25年3月22日付け公共事業企画調整課長通達、国総環リ第151号)に基づき認定された建設機械の普及率</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①、②及び③ 「社会資本整備重点計画」(令和3年5月28日閣議決定)において、位置づけられた燃費基準値達成建設機械の普及率に関する指標 建設機械動向調査結果などのトレンドを踏まえ、目標値を設定</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H29	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
①	①7	①7	①10	①14	①22	①29				
②	②2	②2	②4	②6	②6	②6	(集計中)	(集計中)		
③	③5	③5	③6	③8	③12	③16				
※ ①②及び③については、調査が奇数年のみ実施であるため、偶数年の実績値は、建設機械の台数を前後年度から補完して普及率を推定する。										
【外部要因】	<p>①②及び③ 建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減</p>									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	技術調査課施工企画室									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(24)省エネ基準に適合する住宅ストックの割合	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		6% (平成25年度)					30% (令和12年度)			
【指標の定義】	<p>◆指標=B/A×100 A 当該年度における住宅ストック戸数 B 当該年度における省エネ基準に適合する住宅ストック戸数</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)の対策評価指標において、令和12年度までに省エネ基準を充たす住宅ストックの割合を30%まで引き上げることが位置づけられている ・「住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値」を基にしたデータ</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位: %									
	H30	R1	R2	R3	R4	R5				
	11	13	14	16	18	集計中				
【外部要因】										
【他の関係主体】	建築主等(事業主体等)									
【備考】										
【担当課】	住宅局参事官(建築企画担当)									
【関係課】	住宅局住宅生産課 住宅局総務課民間事業支援調整室									

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(25) モーダルシフトに関する指標*(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)							業績目標		
								初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)
								①184億トンキロ (令和元年度) ②358億トンキロ (令和元年度)		①209億トンキロ (令和7年度) ②389億トンキロ (令和7年度)
【指標の定義】	①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ ②内航海運による雑貨の輸送トンキロ									
【目標設定の考え方・根拠】	交通基本法に基づく、交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。									
【過去の実績値】(年度)	単位:億トンキロ									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	①193 ②330	①195 ②331	①200 ②340	①197 ②358	①200 ②351	①177 ②351	①184 ②358	①168 ②356	①165 ②387	①165 ②388
【外部要因】	自然災害等による変動									
【他の関係主体】	物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等									
【備考】										
【担当課】	物流・自動車局物流政策課									
【関係課】	①鉄道局総務課貨物鉄道政策室 ②海事局内航課、海事局総務課企画室									

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全											
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う											
【業績指標】											業績目標	
											初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
	(26)環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)										-	181万t-CO2 (令和12年度)
【指標の定義】	内航船舶の平成25年度比CO2排出削減量(単位:万t-CO2/年)											
【目標設定の考え方・根拠】	<p>効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき求められている内航船舶からのCO2排出量の削減目標を踏まえると、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じることで、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。</p> <p>業績目標としては、地球温暖化対策計画での見込み排出削減量である令和12年度181万t-CO2/年(平成25年度比)が最適であるため、この数値の達成を目標とする。</p>											
【過去の実績値】(年度)	単位:万t-CO2											
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
	-7.9	28.6	22.4	38.4	41.1	45.8	96.2	46.4	27.1			
【外部要因】	景気の動向											
【他の関係主体】	民間事業者(事業主体)											
【備考】												
【担当課】	海事局内航課											
【関係課】	海事局総務課企画室 海事局海洋・環境政策課											

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(27) 下水道分野における温室効果ガス排出削減量								業績目標	
									初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
									- (平成25年度)	208万トンCO2 (令和12年度)
【指標の定義】	下水道における省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減量									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地球温暖化対策計画の目標として設定。前提は以下。</p> <p>下水汚泥エネルギー化率を2025年に35%（社会資本整備重点計画における目標値である下水道バイオマスリサイクル率から緑農地利用分を除いたもの）、2030年に37%まで増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場における省エネの取組進展 ・その他再生可能エネルギー（太陽光・小水力・風力）の継続的増加 ・2013年度の全電源平均の電力排出係数:0.57kgCO2/kWh(出典:電気事業における環境行動計画(電気事業連合会)) ・2030年度の全電源平均の電力排出係数:0.25kgCO2/kWh(出典:2030年度におけるエネルギー需給の見通し) ・高温焼却化率2030年に100% ・下水汚泥固形燃料化施設及びターボ炉導入の視点 									
【過去の実績値】(年度)	単位:万トンCO2									
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	40	47	59	69	-	-	-	-	-	
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取制度におけるバイオマス由来のメタン発酵ガス、太陽光発電等による発電電力買取の価格・期間の変更、地球温暖化係数の変更等 									
【他の関係主体】	地方公共団体(下水道管理者)									
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局上下水道企画課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する									
【業績指標】	業績目標									
	(28) 緊急地震速報の過大予測の改善(過大・過小予測の割合)*					初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						10.7% (平成28年度～令和2年度の平均)		8.0%以下 (令和7年度)		
【指標の定義】	当該年度内に発生した地震により震度4以上を観測した地域又は緊急地震速報で震度4以上を予想した地域について、震度の予測誤差が±3階級以上の割合を指標とする。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地震による強い揺れが来る前に緊急地震速報が発表される地域において、安全確保や機器の自動制御等による防災・減災の効果が発揮され、経済的損失を軽減するためには、震度の予想をはじめとした緊急地震速報のさらなる改善が必要である。この改善を測定する指標として、緊急地震速報の過大・過小予測の割合を用いる。</p> <p>これまで開発・導入してきた緊急地震速報の改善では、発表の迅速性とその後の情報の精度向上のため、利用できる観測データに応じた複数の震源推定手法を併用し、その中でより精度が高いと考えられる震源を採用するとともに、その地震による揺れと判定された振幅値データからマグニチュード(M)を推定している。このため、令和2(2020)年7月30日に鳥島近海で発生した地震に対する緊急地震速報のように、採用された推定震源が不適切であった場合、同じ地震による揺れと判定された振幅を不適切な震源との組み合わせでM推定に利用することによって、Mを過大に推定し、震度を過大に予測してしまうことがある。震度を過大予測した緊急地震速報が発表されると、社会的に大きな影響・混乱を及ぼすことになることから、改善すべき重要な課題である。</p> <p>この課題に対応し、緊急地震速報の過大予測を低減するため、緊急地震速報の処理に用いてきた複数の震源推定手法を、令和5(2023)年度を目途に、複数地震の識別に長けた手法であるIPF法に統合する計画である。</p> <p>この改善にあたり、緊急地震速報の予測震度が、観測された震度に対して±3階級以上となる地域の割合を指標とする。本指標は、地震の発生状況に依存することから、この影響が小さくなるよう、過去の5年間ごとの実績を見ると、令和2(2020)年度までの5年の値は10.7%、それ以前での最小値は令和元(2019)年度までの5年間での9.7%であった。これを踏まえ、</p> <p>① 令和5(2023)年度までに、緊急地震速報の震源推定手法をIPF法に統合する</p> <p>② 令和7(2025)年度には、本指標について、令和2(2020)年度以前の5年間ごとの実績の最小値(9.7%)を下回り、令和2(2020)年度までの5年の値の75%に相当する8.0%を目標とし、単年度(統計期間1年)の実績値がこの目標値を下回る(各年度の評価については、IPF法統合の効果を把握できるよう、単年度の実績値により行う)ことを目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	平均10.7					3.1	1.8	2.1		
【外部要因】	地震活動の変化(地震の発生場所や発生回数の変化)									
【他の関係主体】	(国立研究開発法人)防災科学技術研究所									
【備考】										
【担当課】	気象庁地震火山部管理課									
【関係課】	気象庁地震火山部地震火山技術・調査課									

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する									
【業績指標】	(29)大規模災害に対する通信鉄塔の耐震診断が完了した割合*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		58% (令和5年度)					80% (令和7年度)			
【指標の定義】	<p>危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等における、本省と地方整備局等、地方整備局等と事務所等、地方整備局等相互間、事務所等相互間を結ぶ多重無線回線の機能を有する通信鉄塔の耐震診断を実施した割合。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ統合通信網の強靱化として通信鉄塔の耐震対策を順次進めているところ。各通信鉄塔が満たすべき耐震基準は新潟県中越地震等の大規模地震を踏まえて改正されており、改正前の診断基準に基づく耐震対策ではなく、最新の診断基準に基づく耐震対策を実施するため、耐震診断が完了する割合として80%を目標に設定した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R5									
	58									
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	大臣官房技術調査課電気通信室									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する									
【業績指標】	(30) 台風予報の精度の改善(台風中心位置の予報誤差)*								業績目標	
									初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
									207km (令和2年)	180km以下 (令和7年)
【指標の定義】	72時間先の台風中心位置の予報誤差(台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離)を、当該年を含む過去5年間で平均した値。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。</p> <p>令和2(2020)年までの過去5年間における予報誤差の平均は207kmである。令和7(2025)年の目標値としては、過去5年間の同指標の改善率(平成27(2015)年の244kmから令和2(2020)年の207kmの改善率約15%)をふまえ、新たな数値予報技術の開発等により、180km以下に改善する(過去5年間と同等の改善率)ことが適切と判断。</p> <p>本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルを改善することが重要となる。また、初期値の精度も予測の精度に大きく影響することから、観測データの利用状況やデータ同化システムを改善することが重要となる。全球数値予報モデル(GSM)、全球アンサンブル予報システムの水平高分解能化、新規観測データの利用及び高度利用等の改善を行う。</p> <p>また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価により、予報作業の改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位: km									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	235 (243)	226 (248)	219 (179)	207 (190)	207 (176)	204 (225)	188 (172)	186 (165)		
	()内は単年の予報誤差									
【外部要因】	自然変動(台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化)									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	気象庁大気海洋部業務課									
【関係課】	気象庁大気海洋部気象リスク対策課 気象庁大気海洋部予報課 気象庁情報基盤部数値予報課									

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する									
【業績指標】	(31)直下型地震への備えとして有効な防災地理情報(活断層図)の整備率*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		70% (令和元年度)					84% (令和7年度)			
【指標の定義】	<p>現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取り組みとして国土地理院が整備している防災地理情報のうち全国活断層帯情報(活断層図)の整備面数を因子とし指標を設定する。活断層図の整備計画面数を分母とし、整備した活断層図の面数を分子として整備率を算出する。</p> <p>防災地理情報の整備率(%) = (活断層図の整備済みの面数) / (活断層図の整備計画面数) × 100</p> <p>初期値 70% = (210面 / 300面) × 100 目標値 84% = ((42面 + 210面) / 300面) × 100</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地震調査研究推進本部が選定する主要活断層帯(平成30年2月現在、114断層帯)を包括する範囲の面数「300面」を整備計画面数とする。令和元年度末で整備済みの面数は、210面であり、初期値は、70%となる。都市的地域として設定されている「人口集中地区」にかかる範囲のうち、活断層図が未整備な範囲の図面数「42面」を、第5次社会資本整備重点計画の最終年度である令和7年度末までに整備することとし、目標値は、84%となる。</p>									
【過去の実績値】(年度)										単位:%
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	62	66	68	70	72	75	77	79		
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> 地震調査研究推進本部が行う主要活断層帯の選定内容の変更 活断層が起因する大規模地震の発生 新たな活断層の発見及び新たな活断層に関する知見 									
【他の関係主体】	地震調査研究推進本部(主要活断層帯の選定を所管)									
【備考】										
【担当課】	国土地理院総務部政策課									
【関係課】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院応用地理部企画課									

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(32)一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		64% (平成30年度)					75% (令和7年度)			
【指標の定義】	<p>人口5万人以上の都市における、災害応急対策施設(「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」)のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース※が確保された都市数の割合(なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。)</p> <p><分母>人口5万人以上の都市数</p> <p><分子>「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備された都市</p> <p>※誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>都市の防災機能の向上を図るため、災害発生時に住民が安全に避難できるよう、災害応急対策施設等を備えた広域避難地や防災拠点の整備を推進する。H30年度の実績を踏まえ、令和7年度の目標値約75%を設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H30	R1	R2	R3	R4	R5				
	64.1%	64.5	65.9	67.6	集計中	集計中				
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	都市局公園緑地・景観課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(33)防災指針を作成する市町村数	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		0 (令和2年度)				600 (令和7年度)				
【指標の定義】	都市計画区域が指定されている市町村 1,374市町村(令和2年3月31日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画に防災指針を記載した市町村数									
【目標設定の考え方・根拠】	<ul style="list-style-type: none"> ・居住の安全性等の防災・減災対策の取組を推進するため、令和2年度に都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に防災指針を記載することを位置づけ、市町村における防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策の推進等を支援するため、コンパクトシティ形成支援チームにおいて、防災に関与する部局により防災タスクフォースを設置し、市町村に対する省庁横断・ワンストップの相談体制を構築した。 ・都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む「防災コンパクト先行モデル都市」の形成・横展開を図り、令和3年4月1日時点には15市町村において防災指針が記載された。 ・令和6年度には600市町村が立地適正化計画を作成していることが見込まれており、また令和2年度の法改正以前に作成された立地適正化計画についてもおおむね5年ごとの評価の際に見直して防災指針を作成することを想定し、令和7年度には作成される全ての立地適正化計画に防災指針が記載されることを目指すこととし、令和7年度末の目標作成都市数を600市町村と設定。 									
【過去の実績値】(年度)	単位:市町村									
	R2	R3	R4	R5						
	0	85	172	218						
【外部要因】										
【他の関係主体】	市町村									
【備考】	【過去の実績値】について、集計スケジュールの都合上、R5に記載されている数字はR5.12時点の数字。									
【担当課】	都市局都市計画課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(34)危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率(①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策)	業績目標								
		初期値 (基準年度)			目標値 (目標年度)					
		①約2,220ha (令和2年度) ②約46% (令和2年度)			①おおむね解消 (令和12年度) ②100% (令和7年度)					
【指標の定義】	<p>①危険密集市街地の面積 危険密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な地震時等に著しく危険な密集市街地</p> <p>②地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 (分子)地域防災力の向上に資するソフト対策を実施した地区数 (分母)令和2年度末の危険密集市街地の地区数(111地区)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>危険密集市街地の最低限の安全性を確保するため、「住生活基本計画」(令和3年3月19日閣議決定)および「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において設定している成果指標・目標から設定したもの。</p> <p>危険密集市街地は、平成23年の設定時点で5,745ha存在していたが、整備改善が進み、令和5年度末で1,662haとなり、引き続き、危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めることが必要。現行のハード面の成果指標の目標期間を10年間延長し、令和12年度までにおおむね解消することを目指す。</p> <p>また、危険密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するためには、ソフト対策を強化することが求められるため、新計画においてソフト対策の成果指標を導入し、令和7年度までに全ての地区において取組を実施することを目指す。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:上段ha、下段%									
	R2	R3	R4	R5	R6	R7				
	①2,220 ②46	①1,989 ②92	①1,875 ②92	①1,662 ②100						
【外部要因】	目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。									
【他の関係主体】	地方公共団体、都市再生機構等(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	都市局都市安全課、住宅局市街地建築課市街地住宅整備室									
【関係課】	都市局都市計画課、都市局市街地整備課、都市局街路交通施設課、都市局公園緑地・景観課、都市局まちづくり推進課、住宅局住宅総合整備課住環境整備室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局市街地建築課									

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(35)災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場)*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		①約52% (令和元年度) ②約37% (令和元年度) ③約31% (令和元年度)					①約60% (令和7年度) ②約42% (令和7年度) ③約38% (令和7年度)			
【指標の定義】										
<p>①主要な管渠 【分子】重要な幹線等のうち、耐震化が行われている延長 【分母】重要な幹線等の延長(重要な幹線等:流域幹線の管路、ポンプ場・処理場に直結する管路、河川・軌道等を横断する管路、緊急輸送路に埋設された管路)</p> <p>②下水処理場 【分子】地震時においても、下水処理機能のうち、「揚水」・「沈殿」・「消毒」による最低限の機能が確保されている下水処理場の箇所数 【分母】全国の下水処理場の箇所数</p> <p>③ポンプ場 【分子】地震時においても、揚水機能が確保されているポンプ場の箇所数 【分母】全国のポンプ場の箇所数</p> <p>初期値(R元年度) ①52%=44,062km/84,137km ②37%=793箇所/2,122箇所 ③31%=1,197箇所/3,856箇所</p>										
【目標設定の考え方・根拠】										
<p>①主要な管渠：地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。</p> <p>②下水処理場：地方公共団体の耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。</p> <p>③ポンプ場：地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。</p>										
【過去の実績値】(年度)										単位:%
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7			
	①約52 ②約37 ③約31	①約54 ②約38 ③約34	①約55 ②約40 ③約37	①約56 ②約40 ③約38	集計中					
【外部要因】										
地中埋設物関係者や地元との調整状況										
【他の関係主体】										
地方公共団体(事業主体)										
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局 下水道事業課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(36)①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		①約87% (平成30年) ②要緊急:約89% (要安全含む:約74%) (令和2年度)					耐震性の不足するものをおおむね解消 ①(令和12年) ②(令和7年)			
【指標の定義】										
<p>①住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの(※1)の戸数(いずれも居住世帯のある住宅の戸数)の割合</p> <p>②耐震診断義務付け対象建築物(※2)の総棟数のうち、耐震性を有するもの(※3)の棟数(いずれも耐震診断結果を公表した耐震診断義務付け対象建築物の棟数)の割合</p> <p>(※1)新耐震基準(昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準)で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの</p> <p>(※2)・要緊急安全確認大規模建築物 平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。 ・要安全確認計画記載建築物 地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。</p> <p>(※3)新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。</p> <p>【初期値(基準年度)】①約4,660万/約5,360万=約87%(平成30年) ②9,825/11,084=約89%(令和2年4月1日)</p> <p>【直近値(令和5年3月31日時点)】①- ②10,174/11,071=約92%(令和5年3月31日)</p>										
【目標設定の考え方・根拠】										
<p>①平成30年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取組みがなされることを求めるとともに、従来設定されていた目標(令和7年耐震性を有しない住宅のおおむね解消)を5年間スライドさせて設定。(住生活基本計画(令和3年3月閣議決定)等)</p> <p>②他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえ、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化した上で、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の概ね解消を従来から引き続き目標として設定。(建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)等)</p> <p>※「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において目標設定を検討し、令和2年5月にとりまとめ(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000137.html)</p>										
【過去の実績値】(①暦年、②年度) 単位:%										
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	①約82%	①-	①-	①-	①-	①約87%	①- ②要緊急: 約89% (要安全含む: 約74%)	①- ②要緊急: 約90% (要安全含む: 約73%)	①- ②要緊急: 約90% (要安全含む: 約71%)	①- ②要緊急: 約92% (要安全含む: 約71%)
【外部要因】										
住宅・建築物の耐震改修や老朽化した住宅・建築物の建替え・除却等のペースは経済状況等に影響される。										
【他の関係主体】										
地方公共団体、耐震改修支援センター等										
【備考】										
【担当課】住宅局建築指導課										
【関係課】住宅局市街地建築課市街地住宅整備室、住宅局住宅生産課、住宅局住宅経済・法制課住宅金融室、住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(37)南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) *及び②水門・樋門等の耐震化率					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						①約72% ②約58% (令和元年度)		①約85% ②約91% (令和7年度)		
【指標の定義】	<p>①河川堤防等の整備率 【分子】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長 【分母】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長</p> <p>②水門・樋門等の耐震化率 【分子】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所 【分母】 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等の箇所</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 【第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R1	R2	R3	R4	R5					
	①約72% ②約58%	①約76% ②約64%	①約79% ②約67%	①約84% ②約71%	集計中					
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体									
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局治水課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(38)一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率(①一級*、②二級)	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		①約65% ②約62% (令和元年度)					①約73% ②約71% (令和7年度)			
【指標の定義】	<p>【分子】戦後最大洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長のうち、戦後最大洪水等を流下させることができるようになった河川の延長</p> <p>【分母】戦後最大洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定</p> <p>【第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R1	R2	R3	R4	R5					
	①約65% ②約62%	①約66% ②約64%	①約67% ②約64%	①約69% ②約65%	集計中					
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体									
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局治水課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(39)一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						0 (令和元年度)		約550 (令和7年度)		
【指標の定義】	一級水系及び二級水系において、流域治水プロジェクトを策定している水系数									
【目標設定の考え方・根拠】	令和7年度までに河川整備計画(策定予定含む)に基づき河川整備を予定している水系から設定 【第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】									
【過去の実績値】(年度)	単位:水系									
	R1	R2	R3	R4	R5					
	0	121	549	608	集計中					
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体									
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局治水課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(40)水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						2,027 (令和2年度)		約17,000 (令和7年度)		
【指標の定義】	水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用</p> <p>R2年度末時点で最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知する必要がある、一級河川・二級河川について、R7年度までに最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知することを目標に設定</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:河川									
	R2	R3	R4	R5						
	2027	約7,000	約8,000	調査中						
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体									
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局 河川環境課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(41)南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率*					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						56% (令和元年度)		59% (令和7年度)		
【指標の定義】	<p>計画上必要な高さを確保した海岸堤防等におけるL1地震動に対する耐震性が確保された延長割合</p> <p><初期値> <直近値> <目標値> 1,746 / 3,079 km 2,273 / 3,488 km 2,076 / 3,488 km</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する計画上必要な高さを確保した海岸堤防等のうち、耐震対策を実施した割合									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R1	R2	R3	R4	R5					
	56	57	59	65	調査中					
【外部要因】										
【他の関係主体】	農林水産省、地方公共団体等(事業実施主体)									
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局海岸室、港湾局海岸・防災課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(42)最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数 *(①津波、②高潮)	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		①183(令和2年度)	①257(令和7年度)	②5(令和2年度)	②95(令和7年度)					
【指標の定義】	<p>①津波災害警戒区域の指定が検討されている市町村のうち、想定最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数</p> <p>②最大クラスの高潮浸水想定区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村数</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①R2年度末時点で津波防災地域づくり法に基づき指定された津波災害警戒区域について、R7年度までに想定最大クラスの津波に対応した津波ハザードマップを作成し、訓練を実施することを目標に設定</p> <p>②R2年度末時点で水防法に基づき指定された高潮浸水想定区域について、R7年度までに最大クラスの高潮に対応した高潮ハザードマップを作成し、訓練を実施することを目標に設定</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:(市区町村)									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	①18 ②0	①91 ②0	①129 ②0	①132 ②4	①183 ②5	①232 ②6	①308 ②20	調査中		
【外部要因】										
【他の関係主体】	<p>①なし</p> <p>②地方公共団体(事業主体)</p>									
【備考】										
【担当課】	水管理・国土保全局 河川環境課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(43)桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率* ①新幹線鉄道に存するもの ②新幹線鉄道以外に存するもの	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		①0% (令和5年4月)					①100% (令和7年度)			
					②0% (令和5年4月)					②100% (令和9年度)
【指標の定義】	<p>①新幹線鉄道に存する、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率(令和5年度当初に未補強であるものに限る)</p> <p>②首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、新幹線鉄道以外(在来線)の片道断面輸送量1日1万人以上の路線に存する、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率(令和5年度当初に未補強であるものに限る)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、国土強靱化の観点から地震時における鉄道網の確保を図るため、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(平成25年国土交通省令第16号)に基づき、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震補強について、新幹線鉄道は令和7年度末まで、新幹線鉄道以外(在来線)は令和9年度末までの完了を目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R5									
	①集計中									
	②集計中									
【外部要因】										
【他の関係主体】	鉄軌道事業者									
【備考】										
【担当課】	鉄道局施設課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(44)既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						40% (令和2年度)		70% (令和7年度)		
【指標の定義】	既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率									
【目標設定の考え方・根拠】	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)59の指標・目標値を引用。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R2	R3	R4	R5						
	40	46	52	集計中						
【外部要因】										
【他の関係主体】	鉄軌道事業者									
【備考】										
【担当課】	鉄道局施設課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(45)事業用自動車による人身事故件数*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		21,871件 (令和2年)					16,500件 (令和7年)			
【指標の定義】	事業用自動車が第1当事者の交通事故における人身事故件数									
【目標設定の考え方・根拠】	世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、有識者の議論を踏まえて「事業用自動車総合安全プラン2025」を令和2年度に策定したところ。その中において、人身事故件数を令和7年までに16,500件以下とすることを目標に掲げており、その目標値を準用した。									
【過去の実績値】	(暦年) 単位:件									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	42,425	39,649	36,499	33,336	32,655	30,818	27,884	21,871	22,027	23,259
【外部要因】	交通量、事業者数、車両台数									
【他の関係主体】	警察庁(事故・違反通報)									
【備考】										
【担当課】	物流・自動車局安全政策課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(46)航空事故発生率*(①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率)	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		①0.67 ②16.20 ③16.45 ④152.04 (H25～29年の5ヶ年平均値の7%減)	①0.34以下 ②8.10以下 ③8.23以下 ④76.02以下 (令和14年)							
【指標の定義】	<p>①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ※チャーター便、航空機使用事業における運航等の定期便以外の運航、及び乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。</p> <p>②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ※乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。</p> <p>③国、地方公共団体に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり)</p> <p>④個人に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ※滑空機、超軽量動力機を含まない。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018年(平成30年)の現行の計算による目標値(平成25年～29年の5カ年平均値の7%減)を起点として、15年間で50%減とする安全目標を設定する。なお、5年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。									
【過去の実績値】(暦年)	単位:件/運航時間(100万運航時間あたり)									
	H30	R1	R2	R3	R4	R5				
	①1.87 ②27.02 ③25.40 ④33.38	①1.39 ②18.03 ③12.93 ④0.00	①2.30 ②9.86 ③13.23 ④80.50	①0.71 ②9.39 ③0.00 ④138.82	①4.40 ②17.93 ③12.58 ④148.08	①1.48 ②35.89 ③24.53 ④103.91				
【外部要因】	気象条件									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	航空局安全部安全企画室									
【関係課】	航空局安全部航空安全推進室、航空局安全部安全政策課、運輸安全委員会事務局総務課									

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(47)商船の海難船舶隻数*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		386隻 (平成23年～27年の 平均海難隻数)					254隻未満 (令和7年)			
【指標の定義】	我が国周辺で発生する商船(旅客船、貨物船及びタンカー)の海難隻数の合計 ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>第11次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外航船舶によるものを除く。以下同じ。)を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から令和7年までに1500隻未満を目指す。)に準じた目標設定とする。</p> <p>第11次計画では第9次計画の年平均船舶事故隻数の約34%削減を目標としていることから、商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る第9次計画期間の年平均船舶事故隻数386隻から約34%削減した254隻未満を目標とする。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位: 隻									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	394	382	334	296	388	366	290	288	257	279
【外部要因】	海上交通量の変化、異常気象、台風及び津波等に伴う海難									
【他の関係主体】										
【備考】	上記【過去の実績値】は、「年」で算出									
【担当課】	海事局安全政策課									
【関係課】	大臣官房運輸安全監理官 運輸安全委員会事務局総務課									

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する									
【業績指標】	(48)緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		79% (令和元年度)				84% (令和7年度)				
【指標の定義】	緊急輸送道路上の15m以上の橋梁の箇所数のうち、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復を可能とする耐震補強完了箇所数の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	これまでの実績を踏まえ目標値を設定									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	75	76	76	77	78	79	79	80	81	81
【外部要因】	高速道路会社・地方公共団体の取組状況により影響あり									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	道路局環境安全・防災課道路防災対策室									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する									
【業績指標】	(49)通学路における歩道等の整備率*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		53% (令和元年度)					57% (令和7年度)			
【指標の定義】	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定された通学路延長のうち、歩道等の整備延長の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	過去の実績等を踏まえて目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R1	R2	R3	R4						
	53	54	55	集計中						
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	道路局環境安全・防災課道路交通安全対策室									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する									
【業績指標】	(50)踏切事故件数	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		-				令和2年度比約1割削減 (令和7年度)				
【指標の定義】	全国の踏切における踏切事故件数									
【目標設定の考え方・根拠】	「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月29日策定)の指標・目標値を引用									
【過去の実績値】	(年度)									単位:件
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	290	248	236	223	250	228	211	165	217	195
【外部要因】	踏切道の交通量、列車本数、利用者									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、鉄軌道事業者									
【備考】										
【担当課】	道路局路政課									
【関係課】	鉄道局施設課									

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	16 自動車事故の被害者の救済を図る									
【業績指標】	(51)自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実(訪問支援の実施割合(i)全体、(ii)新規認定者)	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		(i) 60.6% (平成27年度) (ii) 86.5% (平成27年度)				(i) 70.0% (毎年度) (ii) 100% (毎年度)				
【指標の定義】	<p>自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合。</p> <p>※介護料:自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給するもの。</p> <p>(i)初期値_平成26年度末介護料受給資格者数に対して60.6% 直近値_(令和3年度)4,091(人)／4,720(人) 目標値_前年度末介護料受給資格者数に対して70%以上</p> <p>(ii)初期値_新規認定者に対して86.5% 直近値_(令和3年度)107(人)／109(人) 目標値_新規認定者に対して100%</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>(i)令和4年度から令和8年度にかけての第5期中期目標期間においては、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化することとしており、介護料受給者各々に適した対応を行うことを目指す観点から、毎年度、前年度末の介護料受給資格者数の70%以上に対する訪問支援実施を目指すこととした。</p> <p>(ii)訪問支援業務の「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より適切な情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者の100%に対して訪問支援を提供することを目指すこととした。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	(i)49.5 (ii)86.5	(i)55.2 (ii)83.9	(i)60.6 (ii)86.5	(i)66.3 (ii)88.4	(i)69.4 (ii)100	(i)70.7 (ii)100	(i)73.0 (ii)87.7	(i)75.6 (ii)88.5	(i)86.7 (ii)98.2	(i)88.3 (ii)100
【外部要因】	訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその本人また介護料受給者家族の意向及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	保障制度参事官室									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保								
【施策目標】	16 自動車事故の被害者の救済を図る								
【業績指標】	(52)自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実(リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定)			業績目標					
				初期値 (基準年度)			目標値 (目標年度)		
				10病院 (令和4年度)			10病院以上 (令和7年度)		
【指標の定義】	<p>自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者に対するリハビリテーションの提供に意欲的に取り組んでいる病院(重点支援病院)の指定数(初期値:10病院 直近値:10病院 目標値:10病院以上)</p>								
【目標設定の考え方・根拠】	<p>自動車事故により重度の後遺障害を負われた方が、病院退院後に継続的なリハビリの提供を受けることは、在宅療養にてその機能を維持し、更なる改善につながり、ひいては自動車事故の被害者の救済を図るものである。そのため、短期入院協力病院(※)の中から、リハビリの提供に意欲的に取り組んでいる病院(重点支援病院)を指定し、自動車事故による重度後遺障害者に対する支援の充実を図る。</p> <p>なお、当初は令和7年度までに10病院を重点支援病院に指定することを目標としていたところ、令和4年度に当初の目標を早期に達成した。重点支援病院の更なる指定を目指す目標設定も考えられる一方、リハビリテーションの機会提供に係る病院側の負担も継続的に生じる中、自動車事故による重度後遺障害者の発生数や実際にリハビリテーション機会を利用する需要は予測できず事業運営に係る負担が大きいことから、既に指定を受けた重点支援病院も含めた現在のサービス供給の水準を維持することが当面の課題である。このため、重点支援病院への継続的支援を通じ、令和7年度において令和4年度の水準以上の指定数とすることを、目標として設定した。</p> <p>(※)短期入院協力病院:在宅重度後遺障害者の短期受入を行う病院であり、医師による診断、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を受けることができるもの。</p>								
【過去の実績値】(年度)	単位:病院								
	R3	R4	R5						
	0	10	10						
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車事故による重度後遺障害者に対してリハビリテーション機会の提供を継続することに対する病院の理解 ・自動車事故による重度後遺障害者の発生状況 ・自動車事故による重度後遺障害者の病院の利用状況 								
【他の関係主体】									
【備考】									
【担当課】	保障制度参事官室								
【関係課】									

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	17 自動車の安全性を高める									
【業績指標】	(53)乗用車のペダル踏み間違い時加速抑制装置の装着率	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		83.6% (令和2年)				95.0% (令和5年)				
【指標の定義】										
1年間に生産される乗用車のうち、ペダル踏み間違い時加速抑制装置が装着される車両台数の割合。 分母:総生産台数(R4年:3,179,716台) 分子:ペダル踏み間違い時加速抑制装置が搭載された車両の生産台数(R4年:3,015,398台)										
【目標設定の考え方・根拠】										
車両安全対策の一環としてペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及促進を図り、過去の装着台数実績より令和3年度までに90%の装着台数が見込まれるものとして設定したものの。										
【過去の実績値】(暦年)										単位:%
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	12.49	32.24	31.64	41.57	57.97	69.64	76.36	83.63	93.14	94.83
【外部要因】										
交通安全思想の普及状況等										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	物流・自動車局技術・環境政策課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	17 自動車の安全性を高める									
【業績指標】	(54)乗用車の対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率*	業績目標								
		初期値 (基準年)				目標値 (目標年)				
		60.1% (令和4年)				90.0% (令和8年)				
【指標の定義】	<p>1年間に販売される乗用車のうち、対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率。 分母:総生産台数(R4年:3,179,716台) 分子:対自転車衝突被害軽減ブレーキが搭載された車両の生産台数(R4年:1,910,954台)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>これまでの衝突被害軽減ブレーキ(対車両及び対歩行者が中心)の普及の実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定したもの。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位:%									
	R2	R3	R4							
	12.69	49.11	60.10							
【外部要因】	交通安全思想の普及状況等									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	物流・自動車局技術・環境政策課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する									
【業績指標】	(55)要救助海難の救助率*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		96% (平成28年～令和2年の 平均)				95%以上 (毎年)				
【指標の定義】										
<p>要救助者に対する救助成功者の割合 救助率 = (救助された乗船者数① + 救助された海中転落者数②) / (自力救助を除く要救助海難の乗船者数③ + 自力救助を除く乗船者の海中転落者数④)</p> <p>※初期値(96%) (95% + 96% + 96% + 96% + 95%) / 5 = 96%</p> <p>【内訳】 平成28年救助率: (①3132 + ②41) / (③3188 + ④140) = 95% 平成29年救助率: (①3720 + ②54) / (③3802 + ④138) = 96% 平成30年救助率: (①3236 + ②50) / (③3311 + ④123) = 96% 平成31年救助率: (①3426 + ②46) / (③3490 + ④122) = 96% 令和2年救助率: (①2998 + ②49) / (③3095 + ④126) = 95%</p> <p>※直近値(令和3年救助率:95%) (①2891 + ②45) / (③2953 + ④125) = 95%</p> <p>※目標値 平成28年から令和2年までの間における実績を基に設定した値のため、実数の記載は不可能</p>										
【目標設定の考え方・根拠】										
<p>海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、令和3年3月29日に決定された第11次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後も95%以上に維持確保することが目標として掲げられている。</p> <p>※第11次交通安全基本計画決定前の5年間(平成28年～令和2年)の統計によれば、要救助海難に対する全体の救助率は96%と高い水準で推移しており、令和3年以降も95%以上に維持確保することを新たに目標とした。</p>										
【過去の実績値】(暦年)										単位:%
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	95	97	95	96	96	96	95	95	96	97
【外部要因】										
気象海象										
【他の関係主体】										
防衛省、地方自治体、海事関係者、民間救助組織、医療関係者										
【備考】										
【担当課】	海上保安庁警備救難部救難課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する									
【業績指標】	(56)海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		72% (令和2年度)					100% (令和7年度)			
【指標の定義】	海水浸入防止対策が必要な航路標識(461箇所)の整備率									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。 令和元年東日本台風の影響により、沿岸部に設置された灯台が倒壊、原因を調査したところ、亀裂から海水が浸入し、コンクリート内部やアンカーボルトが腐食したものと判明したことから、航路標識の基礎部や外壁等に海水が浸入する環境を遮断することによりコンクリートの劣化及び内部の鉄筋やアンカーボルトの腐食を防ぎ航路標識の倒壊を防止することを目標に設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R2	R3	R4	R5						
	72	76	84	90						
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	海上保安庁交通部整備課									
【関係課】	海上保安庁交通部企画課									

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(57)国際船舶の隻数	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		306隻 (令和5年央)				358隻 (令和9年央)				
【指標の定義】	<p>海上運送法第44条の2に定める船舶(注)の隻数をいう。</p> <p>(注)国際船舶： 国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。 具体的には、2,000トン以上の承認船員配乗船、代替燃料船等の船舶をいう。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>安定的な国際海上輸送の確保のため、国際船舶に関する課税の特例(登録免許税・固定資産税の軽減)を措置することにより、令和2年央の国際船舶の隻数(263隻)を50隻増加させることとし、目標値を313隻(令和7年央)としていたところ。国際船舶の増加が当初の想定を上回り、令和5年央時点で306隻となったことから、目標を上方修正し、令和9年央時点で358隻の国際船舶の確保を図る。</p>									
【過去の実績値】(年央)	単位:隻									
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
	193	214	231	254	268	263	262	272	306	
【外部要因】	世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策等									
【他の関係主体】	外航海運事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	海事局外航課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(58)日本商船隊の輸送量*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		960百万トン (令和元年)					1,100百万トン (令和7年)			
【指標の定義】	<p>日本商船隊： 我が国海外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業(自らが設立した外国現地法人を含む。)から用船(チャーター)した外国籍船も合わせた概念。 また、ONE(日本郵船、商船三井及び川崎汽船の定期コンテナ船事業の統合会社)を含む。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第43号)において、国土交通大臣が認定した計画に基づく、安全・低環境負荷で船員の省力化に資する高品質な船舶(特定船舶)の導入を支援する。環境性能の良い船舶の取得を促進することで、燃費性能の改善等により、我が国海外航海運事業者の国際競争力の強化を図る。また、競争力のある運賃の提示が行いやすくなるため、荷主の需要を獲得し、日本商船隊の輸送量の確保に貢献する。</p> <p>具体的には、日本商船隊による我が国への輸出入貨物の輸送量は横ばいである一方、三国間輸送については、約100百万トン(平成20年→平成30年:+145百万トン、平成21年→令和元年:+77百万トン)増加していることを踏まえ、今後5年において、さらに100百万トンの増加を目指し、KPIを設定することとする。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位:百万トン									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	1,027	1,035	1,056	1,018	997	1,032	960	889	883	929
【外部要因】	世界経済の動向、海運市況の変動、治安情勢等									
【他の関係主体】	民間事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	海事局外航課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(59)外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		285隻 (令和4年央)					381隻 (令和9年央)			
【指標の定義】	日本の外航海運事業者が運航する日本船舶をいう。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は450隻とされている。</p> <p>・上記目標を達成すべく、令和5年3月31日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、日本船舶数を令和5年度からの5年間で1.25倍とすることを目指すこととしており、第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)においても、日本商船隊の国籍競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、その旨が記載されている。</p> <p>・上記「基本方針」に基づき、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた対外船舶運航事業者が確保している令和5年の日本船舶数を1.25倍、その他の事業者は横ばいとし、令和10年には381隻に増加させることを目標値として設定するものである。</p> <p>・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。</p>									
【過去の実績値】(年央)										単位:隻
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
	197	219	237	261	273	270	273	285		
【外部要因】	世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策等									
【他の関係主体】	外航海運事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	海事局外航課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(60)内航船員1人・1時間当たりの輸送量	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		4,019トンキロ (平成30年度)					4,919トンキロ (令和7年度)			
【指標の定義】	内航船員1人・1時間当たりの内航海運の輸送量(トンキロ)。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>内航船員の労働生産性を向上させる観点から、内航船員1人・1時間当たりの輸送量を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。具体的には、「日本再興戦略(改訂2015)」(平成27年6月30日閣議決定)において、サービス産業全体の目標として労働生産性の伸び率を令和2年度までに2%とするとされていること、これまでの平均伸び率は1.3%(平成27年時点)であることを考慮し、令和元年度までは毎年1.3%ずつ、以降令和7年度までは毎年2%ずつ伸びることとし、10年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため、令和2年9月にとりまとめた「令和の時代の内航海運について(中間とりまとめ)」において、令和7年度までに平成27年度の内航船員1人・1時間当たりの輸送量の実績値の17%増とする指標を掲げているところ、本指標においても、同様の値(4,919トンキロ)を目標値として設定することとする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:トンキロ/労働時間									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	4,378	4,289	4,204	4,191	4,070	4,019	3,897	3,608	3,918	4,119
【外部要因】	景気の動向									
【他の関係主体】	民間事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	海事局内航課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(61)港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 ①大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合 ②海上交通ネットワーク維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合 ③災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合	業績目標								
		初期値 (基準年度)			目標値 (目標年度)					
		①33% (令和2年度)	②0% (令和2年度)	③0% (令和2年度)	①47% (令和7年度)	②14% (令和7年度)	③88% (令和7年度)			
【指標の定義】	①発災時に使用可能なもの／大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワーク ②港湾機能維持・早期再開が可能となった港湾／高潮・高波対策を実施する必要がある港湾 ③遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった港湾等／災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等									
【目標設定の考え方・根拠】	①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 ※分母は約400ネットワークを想定 大規模地震発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、重要な施設(岸壁、臨港道路等)が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。 ②「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 ※分母は約100港湾を想定 近年の台風等を踏まえて見直した設計沖波等により想定される高潮・高波の発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、東京湾をはじめとする港湾の重要な施設(岸壁、臨港道路等)が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。 ③「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用 ※分母は約80箇所を想定 災害発生時に、現地確認が困難であることにより、応急措置、復旧作業、利用再開が遅延し、被害が拡大することを防止する。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R2	R3	R4							
	①33	①34	①39							
	②0	②1	②2							
	③0	③51	③61							
【外部要因】										
【他の関係主体】	港湾管理者									
【備考】										
【担当課】	港湾局海岸・防災課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(62)我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		①京浜港週27万TEU(欧州:週2便、北米:デイリー寄港、中南米・アフリカ・豪州:3方面・週12便) ②阪神港週10万TEU((欧州:週1便、北米:デイリー寄港、アフリカ・豪州:2方面・週5便) (令和元年7月)				①京浜港週27万TEU以上(欧州:週2便、北米:デイリー寄港、中南米・アフリカ・豪州:3方面・週12便) ②阪神港週10万TEU以上((欧州:週1便、北米:デイリー寄港、アフリカ・豪州:2方面・週5便) (令和5年度末)				
【指標の定義】	我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保(欧州・北米航路、中南米・アフリカ・豪州航路平均船腹量、週あたり寄港便数)									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・国際コンテナ戦略港湾政策は、我が国と北米・欧州を結ぶ国際基幹航路の維持・拡大を通じて、企業の立地環境を改善させ、我が国産業の国際競争力を強化し、ひいては雇用と所得の維持・創出を図るもの。</p> <p>・同政策の目標については、国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会(座長:国土交通副大臣)により平成31年3月に公表された「最終とりまとめフォローアップ」に基づき、政策目標として平成31年から概ね5年以内に、「国際コンテナ戦略港湾において、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献する」とされている。これに加えて、我が国における国際基幹航路の運航便数の維持又は増加のために官民一体となった取組を強化することを目的として、第200回国会(令和元年11月)において港湾法が改正され、令和2年2月に施行されたところ。これらを踏まえ、国際コンテナ戦略港湾へ寄港する長距離航路(欧州・北米・中南米・アフリカ・豪州航路)の輸送力について、令和5年度末に令和元年度の水準以上とすることを、業績指標として設定した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:TEU									
	R元	R2	R3	R4						
	①週あたりの輸送力27万 ②週あたりの輸送力10万	①週あたりの輸送力30万 ②週あたりの輸送力10万	①週あたりの輸送力20万 ②週あたりの輸送力9万	①週あたりの輸送力20万 ②週あたりの輸送力9万						
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編等、我が国の海運・港湾を取り巻く状況 ・輸出入貨物量に影響する景気動向、為替変動、世界情勢の変化 ・コンテナ運賃動向、諸外国港湾の混雑状況 									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・特定港湾運営会社 ・港湾管理者 									
【備考】										
【担当課】	港湾局港湾経済課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(25)【再掲】モーダルシフトに関する指標*(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	業績目標								
		初期値 (基準年度)			目標値 (目標年度)					
		①184億トンキロ (令和元年度) ②358億トンキロ (令和元年度)			①209億トンキロ (令和7年度) ②389億トンキロ (令和7年度)					
【指標の定義】	①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ ②内航海運による雑貨の輸送トンキロ									
【目標設定の考え方・根拠】	交通基本法に基づく、交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。									
【過去の実績値】(年度)	単位:億トンキロ									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	①193 ②330	①195 ②331	①200 ②340	①197 ②358	①200 ②351	①177 ②351	①184 ②358	①168 ②356	①165 ②387	①165 ②388
【外部要因】	自然災害等による変動									
【他の関係主体】	物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等									
【備考】										
【担当課】	物流・自動車局物流政策課									
【関係課】	①鉄道局総務課貨物鉄道政策室 ②海事局内航課、海事局総務課企画室									

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 観光立国を推進する									
【業績指標】	(63)訪日外国人旅行者数*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		412万人 (令和2年)				6,000万人 (令和12年)				
【指標の定義】	国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数(当該国の旅券を所持した入国者)から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○世界の海外旅行市場は今後も成長が予測されており、この成長を我が国の活力とするため、我が国が世界の旅行者から選ばれる旅先となることが重要である。</p> <p>○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、訪日外国人旅行者数について、「2030年:6,000万人」という目標が定められた。</p>									
【過去の実績値】	(暦年) 単位:万人									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	1,341	1,974	2,404	2,869	3,119	3,188	412	25	383	2,507 (暫定値)
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響									
【他の関係主体】	日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等									
【備考】										
【担当課】	観光庁国際観光課									
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(外客受入)、 観光庁参事官(MICE)、観光観光地域振興課、 観光庁観光資源課、観光庁参事官(産業競争力強化)									

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 観光立国を推進する									
【業績指標】	(64)訪日外国人旅行消費額*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		0.7兆円 (令和2年)				15兆円 (令和12年)				
【指標の定義】	訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○観光が我が国の経済成長へ貢献するためには、訪日外国人旅行消費額を増大させ、地域への経済効果を高めることが重要である。</p> <p>○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、訪日外国人旅行消費額について、「2030年:15兆円」という目標が定められた。</p>									
【過去の実績値】	(暦年) 単位:兆円									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	2	3.5	3.7	4.4	4.5	4.8	0.7 (試算値)	0.1 (試算値)	0.9 (試算値)	5.3 (確報値)
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響									
【他の関係主体】	日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等									
【備考】										
【担当課】	観光庁観光戦略課									
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁国際観光課、観光庁参事官(外客受入)、観光庁参事官(MICE)、観光観光地域振興課、観光庁観光資源課、観光庁参事官(産業競争力強化)									

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化										
【施策目標】	20 観光立国を推進する										
【業績指標】	(65) 地方部での外国人延べ宿泊者数									業績目標	
										初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
										779万人泊 (令和2年)	1億3,000万人泊 (令和12年)
【指標の定義】	<p>三大都市圏に含まれる都府県(※)を除いた各道県の外国人の宿泊者数の延べ人数の合計</p> <p>(※)三大都市圏に含まれる都府県 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県</p>										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○訪日外国人旅行消費の効果を全国津々浦々に届け、観光を地方創生につなげていくためには、地方部へ訪れる外国人旅行者を増大させることが重要である。</p> <p>○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2030年:1億3,000万人泊」という目標が定められた。</p>										
【過去の実績値】(暦年)	単位:万人泊										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
	1,575	2,514	2,753	3,266	3,848	4,309	779	133	430	3,191 (速報値)	
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響										
【他の関係主体】	日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等										
【備考】											
【担当課】	観光庁観光地域振興課										
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁国際観光課、観光庁参事官(外客受入)、観光庁観光資源課、観光庁参事官(産業競争力強化)、観光戦略課										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 観光立国を推進する									
【業績指標】	(66)外国人リピーター数	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		293万人 (令和2年)				3,600万人 (令和12年)				
【指標の定義】	日本への来訪回数が2回目以上の訪日外国人旅行者の人数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。</p> <p>○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、外国人リピーター数について、「2030年:3,600万人」という目標が定められた。</p>									
【過去の実績値】	(暦年) 単位:万人									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	836	1,159	1,426	1,761	1,938	2,047	293 (試算値)	-	286	1,705 (暫定値)
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響									
【他の関係主体】	日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等									
【備考】										
【担当課】	観光庁国際観光課									
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(外客受入)、観光観光地域振興課、観光庁観光資源課、観光庁参事官(産業競争力強化)、観光戦略課									

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 観光立国を推進する									
【業績指標】	(67)日本人国内旅行消費額	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		10.0兆円 (令和2年)					22兆円 (令和12年)			
【指標の定義】	日本人の国内宿泊旅行及び国内日帰り旅行による消費額の合計									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○我が国の旅行消費額は、日本人の国内旅行による消費額が占める割合が高いことから、地域への経済効果、雇用創出効果をより一層高めるため、国内旅行を促進することが重要である。</p> <p>○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、日本人国内旅行消費額について、「2030年:22兆円」という目標が定められた。</p>									
【過去の実績値】	(暦年) 単位:兆円									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	18.4	20.4	20.9	21.1	20.5	21.9	10	9.2	17.2	21.9 (確報値)
【外部要因】	国内の景気動向、社会・経済動向、災害、新型コロナウイルス感染症による影響等									
【他の関係主体】	旅行業・宿泊業の関連団体、関係各府省庁、旅行者・宿泊業者・交通事業者・メディア関係者等の民間事業者 等									
【備考】										
【担当課】	観光庁観光資源課									
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(産業競争力強化)、観光戦略課									

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 観光立国を推進する									
【業績指標】	(68)旅客施設における多言語対応率 (①鉄軌道駅、②バスターミナル、③旅客船ターミナル、④空港)	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		①87%(令和2年度)	②83%(令和2年度)	③62%(令和2年度)	④100%(令和2年度)	①100%(令和7年度)	②100%(令和7年度)	③100%(令和7年度)	④令和7年度まで100%を維持	
【指標の定義】	<p>外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条に基づき、公共交通事業者から提出された「外国人観光旅客利便増進実施計画」より算出し設定 ((多言語対応済み対象数)/(整備対象旅客施設))</p> <p>分母:各交通モードにおける、全ての利便増進実施計画に記載されている2025年度末対象数の和 分子:各交通モードにおける、全ての利便増進実施計画に記載されている当該年度の実施済み数又は完了予定数の和 但し、バスターミナルとは自動車ターミナル法に基づく旅客施設を対象とする。)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>訪日外国人旅行者数2030年6,000万人等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる目標達成に向け、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、公共交通機関における多言語対応を推進する。特に、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条に基づき、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間として観光庁長官が指定する区間においては、確実な導入を促す。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R2	R3	R4	R5						
	①87	①88	①89	①89						
	②83	②83	②93	②100						
	③62	③73	③80	③79						
	④100	④100	④100	④100 (確報値)						
【外部要因】	社会・経済動向、災害等									
【他の関係主体】	関係各府省庁・交通事業者・空港機能施設事業者 等									
【備考】										
【担当課】	観光庁参事官(外客受入)									
【関係課】	鉄道局、物流・自動車局、海事局、港湾局、航空局									

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する									
【業績指標】	(69)景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数*								業績目標	
									初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
									347 (令和元年度)	450 (令和7年度)
【指標の定義】	景観法に基づく景観計画において、その他の行政区域よりも重点的な景観誘導の取組を行う地区(重点地区)を設けている景観行政団体(市区町村に限る)の数。									
【目標設定の考え方・根拠】	過去5年間(H27年度末～R1年度末)の間に、景観計画において重点地区を指定した景観行政団体(市区町村に限る)数を踏まえ、R7年度末での目標値を「令和7年度末に450団体」に設定。社会資本整備重点計画においても同数値を重点指標(KPI)として記載している。									
【過去の実績値】(年度)										単位:団体
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
	304	316	328	336	347	369	384	393	集計中	
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村)									
【備考】										
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する									
【業績指標】	(70) ①歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数 ②歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率	業績目標								
		初期値 (基準年度)			目標値 (目標年度)					
		①81 (令和2年)※ ②76.5% (令和2年)※			①120 (令和7年度) ②82.5% (令和7年度)					
【指標の定義】										
①地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下「歴史まちづくり法」という。)に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村(歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村)の数										
②歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し国の認定を受けた市町村数のうち、景観計画を策定済みの市町村数の割合										
【分子】歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた市町村数のうち、景観計画を策定済みの市町村数										
【分母】歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた市町村数										
【目標設定の考え方・根拠】										
①歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域における歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について調査を行った結果、意向ありと回答した市町村の数に基づき設定。										
②令和元年度末時点の歴史的風致維持向上計画の認定市町村の景観計画策定実績を元に目標値を設定。										
【過去の実績値】(年度) 単位:①団体 ②%										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	①53 ②79.2	①62 ②77.4	①66 ②78.8	①76 ②76.3	①81 ②76.5	①86 ②77.9	①87 ②79.3	①90 ②80.0	集計中	
【外部要因】										
【他の関係主体】										
関係省庁(文化庁、農林水産省)、地方公共団体、民間事業者										
【備考】										
※業績目標における初期値については、第5次社会重点資本計画より令和2年の数値を設定										
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する									
【業績指標】	(71)三大都市圏環状道路整備率*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		83% (令和2年度)					89% (令和7年度)			
【指標の定義】	<p>三大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏)の環状道路の計画延長(約1,200km)に占める供用延長の割合</p> <p>三大都市圏環状道路整備率 $= \frac{\text{三大都市圏における環状道路の供用延長}}{\text{三大都市圏における環状道路の計画延長}}$ </p>									
【目標設定の考え方・根拠】	計画期間内に、開通が見込まれる区間が供用した場合の目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位: %									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	63	68	71	74	79	81	82	83	84	84
【外部要因】	地元の調整状況 等									
【他の関係主体】	・NEXCO、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)(会社区間の事業進捗 等)									
【備考】										
【担当課】	道路局 企画課 道路経済調査室									
【関係課】	道路局 国道・技術課 道路局 高速道路課									

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する									
【業績指標】	(72)道路による都市間速達性の確保率*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		57% (令和元年度)					63% (令和7年度)			
【指標の定義】										
<p>主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合</p> <p>道路による都市間速達性の確保率 = 都市間連絡速度60km/h以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数 ÷ 都市間リンクの総数</p>										
【目標設定の考え方・根拠】										
過去の実績より、都市間速達性の確保率の改善傾向を踏まえ設定。										
【過去の実績値】(年度) 単位: %										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	48	49	51	53	54	54	56	57	57	57
【外部要因】										
高規格道路等の事業進捗等										
【他の関係主体】										
NEXCO(会社区間の事業進捗等)										
【備考】										
【担当課】	道路局 企画課 道路経済調査室									
【関係課】	道路局 国道・技術課 道路局 高速道路課									

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	23 整備新幹線の整備を推進する									
【業績指標】	(73)鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数*								業績目標	
									初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
									0 (令和6年度)	120万人 (令和16年度)
【指標の定義】	5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅からJR等の幹線鉄道により、新たに3時間以内に到達出来る地域の人口数									
【目標設定の考え方・根拠】	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される整備新幹線の整備により、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来ることになる地域の人口数を目標値として設定。ただし、実績値については、外部要因(鉄道事業者によるダイヤ改正)の影響を受ける。									
【過去の実績値】(年度)	単位:万人									
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	0									
【外部要因】	鉄道事業者によるダイヤ改正等									
【他の関係主体】	地方公共団体(建設財源の一部を負担)、鉄道事業者(営業主体)									
【備考】										
【担当課】	鉄道局 幹線鉄道課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	23 整備新幹線の整備を推進する									
【業績指標】	(74)新幹線を利用する旅客数	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		1億5630万人 (令和2年度)				3億7000万人 (令和6年度)				
【指標の定義】	<p>新幹線各路線を合算した年間合計旅客数 対象路線:東海道新幹線、山陽新幹線、東北新幹線、北海道新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、九州新幹線</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>令和3年5月28日閣議決定された第5次社会資本整備重点計画において、重点目標「持続可能で暮らしやすい地域社会の実現」のため、「整備新幹線、リニア中央新幹線等の人流・物流ネットワークの早期整備・活用を推進」が位置づけられている。 整備新幹線の延伸の進捗に基づき、新幹線各路線の合計旅客者数の増加を目標値として設定。なお、旅客数量の増減は、新型コロナウイルスによる影響等が外部要因として挙げられる。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:人									
	R2	R3	R4							
	1億5630 万	1億9,536 万	2億9548 万							
【外部要因】	民間事業者による運行本数の増減、新型コロナウイルスによる影響									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	鉄道局 幹線鉄道課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する									
【業績指標】	(75)首都圏空港の空港処理能力*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		82.6万回 (令和元年度)					約100万回(82.6万回 +約16万回) (令和12年度)			
【指標の定義】	首都圏空港のうち成田空港における空港処理能力の増加。									
【目標設定の考え方・根拠】	成田空港の整備により見込まれる首都圏空港の空港処理能力の増加を目標とした。									
【過去の実績値】(年度)	単位:万回									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	82.6	82.6	82.6	82.6	82.6
【外部要因】	景気及び自由時間、家計収支等の社会・経済動向									
【他の関係主体】	航空運送事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課									
【関係課】	航空局航空ネットワーク部空港計画課大都市圏空港調査室 航空局航空ネットワーク部国際航空課 航空局航空ネットワーク部航空事業課									

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化										
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する										
【業績指標】	(76)滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合	業績目標									
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)				
		70%					87%				
		(令和元年度)					(令和7年度)				
【指標の定義】	滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成23年の東日本大震災等大規模地震発生時において、空港が救急・救命活動等の拠点としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は救急・救命活動等の拠点機能としての役割が求められる。</p> <p>このため、全国の空港のうちネットワークの拠点となる23空港に対し、20空港において地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とする滑走路等の耐震対策を完了する。</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:%										
	R1	R2	R3	R4	R5						
	70	70	74	78	78						
【外部要因】											
【他の関係主体】	・内閣府沖縄総合事務局(事業主体、那覇空港の整備を所管)										
【備考】											
【担当課】	航空局航空ネットワーク部空港技術課										
【関係課】											

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する									
【業績指標】	(77)三大都市圏国際空港の国際線就航都市数					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						216 都市 (令和元年)		226 都市 (令和7年)		
【指標の定義】	首都圏空港(東京国際空港、成田国際空港)、関西国際空港、中部国際空港における国際線就航都市の合計数									
【目標設定の考え方・根拠】	2024年には2019年の航空需要水準に回復するとされるIATAの予測をベースとし、過去4年間(2015年～2018年)における三大都市圏の国際空港からの就航都市増加数の傾向から、1年間分(2024～2025年)を加算した数値目標として設定。									
【過去の実績値】(暦年)	単位:都市									
	R1	R2	R3	R4	R5					
	216	130	135	144	155					
【外部要因】	航空運送事業者(事業主体)の判断 新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う世界的な航空需要の変動									
【他の関係主体】	航空運送事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課、近畿圏・中部圏空港課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進									
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(78)滞在快適性等向上区域を設定した市町村数	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		31 (令和2年)				100 (令和7年度)				
【指標の定義】	<p>滞在快適性等向上区域※を設定した市町村数</p> <p>※多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置づけるもの。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>本取組を企画した当初、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに賛同する都市(ウォークブル推進都市)として約200市町村に手を挙げていただいていた(令和元年12月調査)。このうち約半数の市町村で、令和3年度以降の5年間で本制度を活用した取組の具体化を目指すことを目標にしたもの。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位:市町村									
	R2	R3	R4	R5						
	31	53	73	102						
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	国土交通省都市局まちづくり推進課									
【関係課】	国土交通省都市局街路交通施設課									

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進										
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する										
【業績指標】	(79)半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	業績目標									
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)				
		—					1.00未満 (ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) (毎年度)				
【指標の定義】	<p>「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)」により、半島振興対策実施地域(以下「半島地域」という)の総人口における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。</p> <p>※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期末人口で除したもの</p> <p>・直近値:半島地域の総人口における令和4年社会増減率 $(\Delta 16,247(\text{社会増減数}) \div 3,813,443(\text{半島地域総人口})) \div 5 \approx \Delta 0.426\%$ 半島地域における過去5カ年平均の社会増減率 $(\Delta 0.402\% + \Delta 0.488\% + \Delta 0.588\% + \Delta 0.541\% + \Delta 0.505\%) / 5 \approx \Delta 0.505\%$</p>										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>半島振興法は平成27年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとしている。</p> <p>評価年度の半島地域内の総人口における社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)が過去5ヶ年の社会増減の平均値よりも大きかった場合には1.00超(転出増の値が拡大)となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満(転出増の幅は縮小)を達成することとなる。</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:変動比										
	R2	R3	R4	R5							
	0.91	0.76	0.84	集計中							
【外部要因】	災害、景気変動										
【他の関係主体】	半島地域をその区域に含む22道府県と194市町村										
【備考】											
【担当課】	国土政策局地方振興課半島振興室										
【関係課】											

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進									
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(80)国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合(平成24年度比)*					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						84.1% (令和元年度)		100% (令和7年度)		
【指標の定義】	<p>都市再生特別措置法第19条の2に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合を算出する。</p> <p>算出方法:成果実績(達成度) = { (調査年度の地価総計額) / (H24年度調査の地価総計額) - 1.0 } × 100 (%)</p> <p>※該当年1月1日時点の公示地価</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>特定都市再生緊急整備地域における都市開発プロジェクトの促進に必要となるインフラ整備等の推進により、大都市の都市再生、さらには国際競争力強化を図ることを目的としており、その成果を定量的に判断し得る指標として、地価の増加割合を目標値に設定する。</p> <p>なお、国際競争拠点都市整備事業は、平成23年度に制度創設した事業であり、事業効果が地価に反映されるには一定の時間を要するため、事業効果発現前の時点として平成24年度を評価の基準年度として設定した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R1	R2	R3	R4	R5					
	84.1	79.8	79.5	83.0	91.8					
【外部要因】	景気の動向 等									
【他の関係主体】	地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者等									
【備考】										
【担当課】	都市局市街地整備課、街路交通施設課									
【関係課】	都市局まちづくり推進課									

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進									
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(81)立地適正化計画を策定した市町村数*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		383市町村 (令和2年度)				600市町村 (令和6年度)				
【指標の定義】	都市計画区域が指定されている市町村 1,374市町村(令和2年3月31日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画を策定する市町村数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・立地適正化計画を策定する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が推進される。</p> <p>・当初、立地適正化計画の作成意向のある約150市町村(平成26年9月末時点調査)において、令和2年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を150市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、令和元年度までに計画の作成意向を有する約300市町村(平成29年7月末時点調査)において着実な計画作成がなされるよう、目標値を上方修正した。さらに今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を600市町村と設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:市町村									
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
	1	100	142	231	310	383	448	504	537	
【外部要因】										
【他の関係主体】	市町村									
【備考】	【過去の実績値】について、集計スケジュールの都合上、R5に記載されている数字はR5.12時点の数字。									
【担当課】	都市局都市計画課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進										
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する										
【業績指標】	(82)立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数*									業績目標	
										初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
										257 (令和2年度)	400 (令和6年度)
【指標の定義】	都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画と連携して策定した市町村数										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組が推進される。</p> <p>・現時点の自治体の作成状況や作成意向等を踏まえて、今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を400市町村と設定。</p>										
【過去の実績値】	(年度)									単位:市町村	
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
	40	86	143	209	257	316	386	448			
【外部要因】											
【他の関係主体】	地方公共団体										
【備考】	【過去の実績値】について、立地適正化計画の集計スケジュールの都合上、R5に記載されている数字はR5.12時点の数字。										
【担当課】	都市局都市計画課 総合政策局地域交通課										
【関係課】	該当なし										

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進									
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(83)物流拠点の整備地区数	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		103地区 (令和2年度)				125地区 (令和7年度)				
【指標の定義】	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数									
【目標設定の考え方・根拠】	土地区画整理事業手法等の活用等による高速道路や港湾周辺等の物流施設用地の整備推進の取組を測る指標として、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定									
【過去の実績値】(年度)	単位:地区									
	R2	R3	R4	R5						
	103	106	111	集計中						
【外部要因】	地元との調整等									
【他の関係主体】	地方公共団体等(事業施行者)									
【備考】										
【担当課】	都市局市街地整備課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	26 鉄道網を充実・活性化させる									
【業績指標】	(84)東京圏の相互直通運転の路線延長*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		975km (令和元年度)					985km (令和7年度)			
【指標の定義】	東京圏における都市鉄道のうち、複数の事業者による相互直通運転の実施区間の延長。									
【目標設定の考え方・根拠】	東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度充実されている現状において、都市鉄道の路線間の連絡線整備や相互直通化、新線整備を推進することの重要性が増大していることに鑑み、目標年次までの新規路線の開業見込みも踏まえ、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:km									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	880	880	880	884	884	975	975	937	958	958
【外部要因】	事業計画、開業年度の変更									
【他の関係主体】	鉄道事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当課】	鉄道局都市鉄道政策課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する									
【業績指標】	(85) 地域公共交通計画の作成件数*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		618 (令和2年度)					1,200 (令和6年度)			
【指標の定義】	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通計画の作成件数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)が令和6年3月末現在で1021件作成されており、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成に向けた取組が進められている。</p> <p>・また、地域交通法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることとしている。</p> <p>・これらの団体に対して、計画作成と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画作成の取組を促進することにより、令和6年度までに認定件数が1,200件を超えることを実現する。</p> <p>・なお、当該指標は第5次社会資本整備重点計画における重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標に設定されている。</p>									
【過去の実績値】(年度)										単位:件
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	273	410	500	585	618	714	835	1021		
【外部要因】	地方公共団体による関係者との調整									
【他の関係主体】	総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等									
【備考】										
【担当課】	総合政策局地域交通課									
【関係課】	鉄道局鉄道事業課、自動車局旅客課、海事局内航課、航空局ネットワーク部航空事業課 地方航空活性化推進室、都市局都市計画課									

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上										
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する										
【業績指標】	(82)【再掲】立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数*									業績目標	
										初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
										257 (令和2年度)	400 (令和6年度)
【指標の定義】	都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画と連携して策定した市町村数										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組が推進される。</p> <p>・現時点の自治体の作成状況や作成意向等を踏まえて、今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を400市町村と設定。</p>										
【過去の実績値】(年度)										単位:市町村	
	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5			
	40	86	143	209	257	316	386	448			
【外部要因】											
【他の関係主体】	地方公共団体										
【備考】	【過去の実績値】について、立地適正化計画の集計スケジュールの都合上、R5に記載されている数字はR5.12時点の数字。										
【担当課】	都市局都市計画課 総合政策局地域交通課										
【関係課】	該当なし										

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する									
【業績指標】	(86) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		55件 (令和2年度)				200件 (令和6年度)				
【指標の定義】	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通特定事業の実施計画認定総数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・平成19年の地域交通法施行以降、令和6年33月末で99件の地域公共交通特定事業(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、地域公共交通再編事業(現:地域公共交通利便増進事業)、鉄道再生事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業)の実施計画が国土交通大臣の認定を受けている。</p> <p>・令和5年10月に全面施行された地域交通法改正では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。</p> <p>・これらの計画の作成にあたっては、地方公共団体による交通事業者や住民等の地域の関係者との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要するが、地方公共団体に対して、財政面・ノウハウ面で支援を行っていくことにより、令和6年度までに認定件数が200件を超えることを実現する。</p> <p>・なお、当該指標は第2次交通政策基本計画における数値指標に設定されている。</p>									
【過去の実績値】(年度)										単位:件
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	27	36	46	51	55	63	76	99		
【外部要因】	地方公共団体による関係者との調整									
【他の関係主体】	総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等									
【備考】										
【担当課】	総合政策局地域交通課									
【関係課】	鉄道局鉄道事業課、自動車局旅客課、海事局内航課、航空局ネットワーク部航空事業課 地方航空活性化推進室、都市局都市計画課									

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する									
【業績指標】	(87) 地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率							業績目標		
								初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	
								-2.3% (令和元年度)	減少率を毎年度縮小	
【指標の定義】	地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率を毎年度縮小させる									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・平成26年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)が令和6年3月末現在で1021件作成されており、持続可能で地域の実情に応じた地域交通の形成に向けた取組が進められている。</p> <p>・令和5年10月に全面施行された地域交通法改正では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。</p> <p>・これらの取組により、地域における持続可能な地域公共交通の実現を図るため、地域公共交通計画に係るアウトカム指標として、公共交通による毎年度輸送人員の減少率を縮減させるという指標を設定する。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H29	H30	R1	R2	R3	R4				
	-1.0	-1.7	0.6	-2.3	4.6	10.7				
【外部要因】	人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、MaaS等課題解決に資する新技術の開発、新型コロナウイルス感染症の流行等									
【他の関係主体】	地方公共団体									
【備考】										
【担当課】	総合政策局地域交通課									
【関係課】	鉄道局鉄道事業課地域鉄道再構築推進室、自動車局旅客課									

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上					
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する					
【業績指標】	(88)航路、航空路が確保されている有人離島の割合*(①航路、②航空路)	業績目標				
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)			
		①100% (令和元年度) ②96% (令和元年度)	①100%を維持 (令和7年度) ②100% (令和7年度)			
【指標の定義】	<p>①分母は架橋されていない及び海上公共交通に依存している有人離島、分子は海上運送法に規定する旅客定期航路または不定期航路が確保されている離島。</p> <p>②分母は航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島数(平成24年度において北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港)</p> <p>分子は、分母のうち、当該年度において航空輸送が確保されている離島数</p>					
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。</p> <p>②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目指す。また、長期的にも100%を維持することを目指す。</p>					
【過去の実績値】(年度)	単位:%					
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①	100	100	100	100	100	100
②	96	96	96	100	100	100
【外部要因】	<p>①特記事項なし</p> <p>②船舶等代替交通機関へのシフト、人口減少等による利用者減に伴う収益悪化</p>					
【他の関係主体】	<p>①地方公共団体(事業主体) 民間事業者(事業主体)</p> <p>②都道県(国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施)、航空運送事業者(事業主体)</p>					
【備考】						
【担当課】	①海事局内航課 ②航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室					
【関係課】						

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する									
【業績指標】	(89)【再掲】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合*(②地方中核都市圏、③地方都市圏)	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		②79.5% ③39.0% (令和元年度)					②81.3% ③39.6% (令和7年度)			
【指標の定義】										
【分子】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口										
【分母】圏域内人口										
※公共交通の利便性の高いエリア:鉄道やバスなどの基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内の地域(オフピーク時に片道運行間隔20分以下の鉄道駅を中心とする半径1km圏内の地域等)										
【目標設定の考え方・根拠】										
本施策は、過度に自家用車に頼らない公共交通中心の交通体系、都市構造への転換を図ることを目標としていることから、公共交通の利便性の高いエリアへの居住人口割合を目標値として設定している。										
②地方中核都市圏 直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.27%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.3%)を設定して、令和元年度の実績値(79.5%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。										
③地方都市圏 直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.06%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.1%)を設定して、令和元年度の実績値(39.0%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。										
【過去の実績値】(年度) 単位:%										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	②78.7	②79.1	②79.3	②79.3	②79.4	②79.5	②78.9	②79.0	②79.0	②78.7
	③38.6	③38.7	③38.9	③38.9	③38.9	③39.0	③38.3	③38.0	③37.3	③37.9
【外部要因】										
急激な人口減少、少子化、高齢化の進展										
【他の関係主体】										
地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)										
【備考】										
実績値は毎年集計。										
【担当課】	都市局街路交通施設課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	28 都市・地域における総合交通戦略を推進する									
【業績指標】	(89)公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合*(①三大都市圏、②地方中核都市圏、③地方都市圏)		業績目標							
			初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)			
			①91.1% ②79.5% ③39.0% (令和元年度)				①92.0% ②81.3% ③39.6% (令和7年度)			
【指標の定義】										
【分子】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口										
【分母】圏域内人口										
※公共交通の利便性の高いエリア:鉄道やバスなどの基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内の地域(オフピーク時に片道運行間隔20分以下の鉄道駅を中心とする半径1km圏内の地域等)										
【目標設定の考え方・根拠】										
本施策は、過度に自家用車に頼らない公共交通中心の交通体系、都市構造への転換を図ることを目標としていることから、公共交通の利便性の高いエリアへの居住人口割合を目標値として設定している。										
目標値については、以下のとおり設定している。										
①三大都市圏										
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.13%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.15%)を設定して、令和元年度の実績値(91.1%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。										
②地方中核都市圏										
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.27%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.3%)を設定して、令和元年度の実績値(79.5%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。										
③地方都市圏										
直近(平成25年度から令和元年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.06%)に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率(0.1%)を設定して、令和元年度の実績値(39.0%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。										
【過去の実績値】(年度) 単位:%										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	①90.5	①90.6	①90.9	①91.1	①91.2	①91.1	①91.1	①91.7	①91.9	①92.0
	②78.7	②79.1	②79.3	②79.3	②79.4	②79.5	②78.9	②79.0	②79.0	②78.7
	③38.6	③38.7	③38.9	③38.9	③38.9	③39.0	③38.3	③38.0	③37.3	③37.9
【外部要因】										
急激な人口減少、少子化、高齢化の進展										
【他の関係主体】										
地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)										
【備考】										
実績値は毎年集計。										
【担当課】	都市局街路交通施設課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	29 道路交通の円滑化を推進する									
【業績指標】	(90)高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間の事業着手率*					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						約13% (令和元年度)		約47% (令和7年度)		
【指標の定義】	高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間(約880km)のうち、事業着手済み区間の延長の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R1	R2	R3	R4	R5					
	約13	約22	約26	約26	約33					
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	道路局高速道路課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する									
【業績指標】	(92) (i-Constructionの推進)直轄土木工事におけるICT活用工事の実施率	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		79% (令和元年度)					88% (令和7年度)			
【指標の定義】	<p>【分子】直轄土木工事におけるICT活用工事 (ICT土工+ICT地盤改良工+ICT舗装工+ICT浚せつ工)の実施件数</p> <p>【分母】直轄土木工事(土工+地盤改良工+舗装工+浚せつ工)の公告件数</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>令和元年度(2019年度)の直轄土木工事におけるICT施工の実績をベースに、令和7年度(2025年度)の実施件数を想定して目標値を設定</p> <p>(参考)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期の目標 108「国土強靱化施策を円滑に進めるためのインフラDX等の推進に係る対策」 直轄土木工事におけるICT活用工事の実施率 現状:79%(令和元年度) 中長期の目標:88%(令和7年度)</p> <p>(参考) 第5次社会資本整備重点計画 P72~P73 【51:社会資本整備のデジタル化・スマート化による働き方改革・生産性向上】 KPI[36]<建設現場の生産性を向上させる> 直轄土木工事におけるICT活用工事の実施率 令和元年度:79% → 令和7年度:88%</p> <p>(参考)「新経済・財政再生計画」改革工程表2022 P61 「ICTの活用(i-Constructionの推進)」のKPI第2階層 ICT土工の実施率(直轄事業):毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	R1	R2	R3	R4	R5					
	79	81	84	87	集計中					
【外部要因】	建設会社(中小企業)のICT施工の導入状況									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	大臣官房技術調査課(とりまとめ)、大臣官房公共事業調整室									
【関係課】	総合政策局公共事業企画調整課									

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	(93)施設の集約・再編等に向けた取組数 ①道路:施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合 ②河川:老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率 ③海岸:南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率 ④下水道:汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数 ⑤港湾:既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合 ⑥航路標識:浮標の年間交換基数の再編に向けた検証率 ⑦公園:ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数 ⑧官庁施設:新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①14% (令和元年度) ②31% (令和元年度) ③77% (令和元年度) ④0箇所 (令和元年度) ⑤56% (令和元年度) ⑥0% (令和2年度) ⑦24 団体 (令和元年度) ⑧0施設 (令和元年度)	①100% (令和7年度) ②41% (令和7年度) ③85% (令和7年度) ④300箇所 (令和7年度) ⑤100% (令和7年度) ⑥100% (令和7年度) ⑦60 団体 (令和7年度) ⑧30 施設 (令和7年度)
【指標の定義】	<p>①施設の集約・撤去、機能縮小を検討した自治体数／道路施設を有する自治体数</p> <p>②無動力化された樋門・樋管数(検討の結果、無動力化の対象外となったもの等を含む)／令和元年度末時点で設置から40年以上経過している扉体面積5㎡未満の樋門・樋管数</p> <p>③分母のうち統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策を実施した施設数／南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設数</p> <p>④統廃合によって廃止される汚水処理施設(下水道、集落排水、コミュニティプラント)の数</p> <p>⑤既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾数／港湾数(重要港湾以上)</p> <p>⑥検証した浮標の箇所数／浮標の箇所数</p> <p>⑦都市公園ストックの機能向上を目的に、既存の複数の都市公園を対象に平成27年度以降に機能の集約・再編の取り組みを行った公園管理者数</p> <p>⑧令和元年度から令和7年度までに新たに整備された合同庁舎へ集約された官庁施設数(累計)</p>		
<初期値>	<直近値>	<目標値>	
① 252/1,788団体	①1,432/1,788団体	①1,788/1,788団体	
② 1,189/3,833施設	②1,554/3,833施設	②1,560/3,833施設	
③9,562 / 12,368 施設	③11,423 / 13,588施設	③11,550 / 13,588 施設	
④ 0 箇所	④ 156 箇所	④ 300 箇所	
⑤ 71 / 125 港湾	⑤ 72 / 125 港湾	⑤ 125 / 125 港湾	
⑥ 0/1,189 箇所	⑥ 894/1,189 箇所	⑥ 1,189/1,189 箇所	
⑦ 24 団体	⑦ 42 団体	⑦ 60 団体	
⑧ 0 施設	⑧ 37 施設	⑧ 30 施設	

【目標設定の考え方・根拠】

- ①令和7年度までに全ての自治体で検討するとして目標値を設定。
- ②「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約4,000施設を想定。
令和元年度末時点で設置から40年以上経過している扉体面積5㎡未満の樋門・樋管で無動力化を推進することを目標に設定。
- ③南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設のうち、統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策を実施することを目標に設定。
- ④「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月21日諮問会議決定)において、平成29年から令和7年度までに380箇所(年63箇所)の廃止の目標を掲げていることに加え、令和元年度末までの3年間で198箇所(66箇所/年)進捗していることから、同程度の進捗を見込んで設定。
- ⑤令和7年度までに全ての港湾(重要港湾以上)において、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討することを目標に設定。
- ⑥令和3年度から令和7年度までに交換する浮標を対象とし、交換周期の延伸が可能か検討することを目標に設定。
- ⑦過年度実績を踏まえ目標値を設定。
- ⑧令和7年度までに官庁施設の集約化に資する事業の実施を遅滞なく進めることを目標に設定。

【過去の実績値】(年度)

単位: %、箇所、団体、施設

	R1	R2	R3	R4	R5					
	①14%	①18%	①35%	①80%	①集計中					
	②31%	②31%	②38%	②41%	②集計中					
	③77%	③79%	③80%	③84%	③集計中					
	④0箇所	④0箇所	④89箇所	④156箇所	④集計中					
	⑤56%	⑤56%	⑤58%	⑤58%	⑤集計中					
	⑥0%	⑥0%	⑥27%	⑥52%	⑥75%					
	⑦24 団体	⑦29団体	⑦33団体	⑦42団体	⑦集計中					
	⑧0施設	⑧6施設	⑧6施設	⑧35施設	⑧37施設					

【外部要因】

【他の関係主体】

- ③農林水産省、地方公共団体等(事業実施主体)
- ④地方公共団体(事業主体)
- ⑦地方公共団体(事業主体)

【備考】

【担当課】

総合政策局社会資本整備政策課
 ①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室
 ②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室
 ③水管理・国土保全局海岸室／港湾局海岸・防災課
 ④水管理・国土保全局下水道事業課
 ⑤港湾局技術企画課港湾保全政策室・計画課
 ⑥海上保安庁交通部企画課
 ⑦都市局公園緑地・景観課
 ⑧大臣官房官庁営繕部計画課

【関係課】

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	<p>(94) 予防保全型インフラメンテナンズの転換に向けた施設の修繕率*</p> <p>①道路: 地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率</p> <p>(i) 橋梁</p> <p>(ii) 舗装</p> <p>②河川: 予防保全の考え方に基づく内水排除施設等の長寿命化対策実施率</p> <p>③ダム: 健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率</p> <p>④砂防: 健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率</p> <p>⑤海岸: 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率</p> <p>⑥下水道: 計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合</p> <p>⑦港湾: 老朽化した港湾施設のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合</p> <p>⑧空港: 予防保全を適切に実施した割合</p> <p>⑨鉄道: 令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策の完了率</p> <p>⑩自動車道: 措置が必要な施設の修繕率</p> <p>⑪航路標識: 老朽化等対策が必要な航路標識の整備率</p> <p>⑫公園: 予防保全の考え方に基づく都市公園長寿命化対策実施率</p> <p>⑬官庁施設: R2年度時点で措置が必要な官庁施設の長寿命化対策実施率</p> <p>⑭公営住宅: 特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率</p>	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		<p>①(i) 約34% (令和元年度)</p> <p>(ii) 0% (令和元年度)</p> <p>②0% (令和元年度)</p> <p>③82% (令和元年度)</p> <p>④91.7% (令和元年度)</p> <p>⑤84% (令和元年度)</p> <p>⑥0% (令和元年度)</p> <p>⑦83% (令和2年度)</p> <p>⑧100% (令和元年度)</p> <p>⑨14% (令和2年度)</p> <p>⑩0% (令和2年度)</p> <p>⑪55% (令和2年度)</p> <p>⑫36% (令和元年度)</p> <p>⑬24% (令和2年度)</p> <p>⑭-</p>	<p>①(i) 約73% (令和7年度)</p> <p>(ii) 100% (令和7年度)</p> <p>②100% (令和7年度)</p> <p>③96% (令和7年度)</p> <p>④92.4% (令和7年度)</p> <p>⑤87% (令和7年度)</p> <p>⑥100% (令和7年度)</p> <p>⑦87% (令和7年度)</p> <p>⑧100% (令和7年度)</p> <p>⑨100% (令和7年度)</p> <p>⑩100% (令和7年度)</p> <p>⑪79% (令和7年度)</p> <p>⑫100% (令和7年度)</p> <p>⑬100% (令和7年度)</p> <p>⑭85% (令和7年度)</p>

【 指 標 の 定 義 】

- ① (i) 修繕に着手した橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)数／修繕が必要となる橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)数
 (ii) 修繕に着手した延長(路盤の損傷あり)／緊急輸送道路等の防災上重要な道路で修繕が必要となる延長(路盤の損傷あり)
- ② 対策を実施した機械設備等の数／長寿命化計画が策定され、機能状態が令和元年度末時点で「予防保全段階」となっている内水排除施設の機械設備等の数
- ③ 予防保全段階が解消されたダム管理施設数／管理移行後30年以上が経過したダム管理施設数
- ④ 健全な施設数(全体数から要対策施設数を除いたもの)／砂防関係施設全数
- ⑤ 事後保全段階以外の海岸堤防等の割合
 (健全度評価で事後保全段階以外の施設延長／全施設延長)
- ⑥ 対策を完了した延長／計画的な点検調査を行った下水道管路のうち、緊急度Ⅰ判定となった延長
- ⑦ 予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった施設／老朽化した港湾施設
- ⑧ 修繕が完了した空港数／空港基本施設の修繕対象空港数
- ⑨ 対策が完了した施設数／予防保全が必要な施設数(※)
 ※令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められた施設数
- ⑩ 修繕した施設／定期点検の結果によりⅢもしくはⅣの区分となった施設
- ⑪ 整備完了した航路標識の箇所数／老朽化等対策が必要な航路標識の箇所数
- ⑫ 公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施した公園数／公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施予定の公園数
- ⑬ 分母のうち、対策済み施設数／R2年度時点で措置が必要なものに限定した長寿命化対策施設数
- ⑭ 更新が予定されている公営住宅のうち、特に老朽化した高経年の公営住宅を更新した戸数／更新が予定されている公営住宅のうち、特に老朽化した高経年の公営住宅の戸数

< 初期値 >

- ① (i) -
(ii) -
- ② 0/1,541設備
- ③ 246/約300 施設
- ④ 88,563/96,615 基・箇所
- ⑤ 5,985km/7,080km
- ⑥ 0/約400 km
- ⑦ 20,615/ 24,974施設
- ⑧ 108/108 空港
- ⑨ 25/180 箇所
- ⑩ 0/12 施設
- ⑪ 630/1,139 箇所
- ⑫ 17,682/48,804 公園
- ⑬ 4/17 施設
- ⑭ -

< 直近値 >

- ① (i) -
(ii) -
- ② 648/1,541設備
- ③ 289/311 施設
- ④ 88,711/96,615 基・箇所
- ⑤ 7,156km/ 8,202km
- ⑥ 272/434 km
- ⑦ 21,105/ 24,974 施設
- ⑧ 107/107 空港
- ⑨ 93/180 箇所
- ⑩ 5/12 施設
- ⑪ 746/1,139 箇所
- ⑫ 27,962/47,648 公園
- ⑬ 14/17 施設
- ⑭ 8,868/16,699戸

< 目標値 >

- ① (i) -
(ii) -
- ② 1,541/1,541設備
- ③ 299/311 施設
- ④ 89,247/96,615基・箇所
- ⑤ 7,175km/ 8,202km
- ⑥ 434/434 km
- ⑦ 21,800/ 24,974施設
- ⑧ 107/107 空港
- ⑨ 180/180 箇所
- ⑩ -
- ⑪ 897/1,139 箇所
- ⑫ 47,648/47,648 公園
- ⑬ 17/17 施設
- ⑭ 19,500戸/23,000戸

【目標設定の考え方・根拠】

- ①(i)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※目標値の分母は約99,000橋(令和元年度時点)を想定。
- (ii)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約2,700km(令和元年度時点)を想定。
- ②長寿命化計画が策定されている内水排除施設の機械設備等について、機能状態が令和元年度末時点で「予防保全段階」となっているものを解消することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)79-1に対応する指標であるが、指標の定義・目標値は異なっている。第五次社重点指標では、都道府県まで網羅しており、統計を取る上では国、県双方の進捗が確認できる。
- ③健全度が「予防保全段階」の施設で対策を実施することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)80-1に対応する指標であるところ、指標の定義が異なるが、これは、メンテナンスの文脈に合うように記載ぶりを変更したのみで、実質的には5か年と同じものである。
- ④「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。要対策と判定された砂防関係施設のうち、社会的影響が大きく、特に緊急を要する施設(要緊急対策施設)のうち、約8割の老朽化対策を完了することを目標に設定。
- ⑤海岸に存在する事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新を実施・完了させることを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)82に対応する指標であるが、指標名が異なる(数値は同一。メンテナンスの文脈に合うように記載ぶりを変更したのみ)。
- ⑥「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約400km(令和元年度時点)を想定。
- ⑦「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約25,000施設。
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、早期に対策が必要な施設の修繕を集中的に実施する。
- ⑧空港基本施設の点検結果より、基準値逸脱及び運航に支障を与える異常がない状態を100%として目標値を設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)89に対応する指標であるが、指標の定義が異なる。これは、社重点での指標登録は、予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率となっていたため、空港施設の修繕率へ記載ぶりを変更したことによるもの。
- ⑨「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)88の指標・目標値を引用。
- ⑩措置が必要な施設すべてを100%とする。
- ⑪「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。
※分母は約1,139箇所を想定。
- ⑫公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施予定の全ての都市公園において実施することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)85と同様、予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた指標であるが、指標の定義が異なる。社重点では、長寿命化計画に基づく対策を実施した都市公園の割合を指標としている一方、5か年加速化対策では、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施した都市公園の割合を指標としているものである。
- ⑬令和2年度時点で措置が必要なものに限定した長寿命化対策施設の全てについて、R7年度までに対策を行うことで目標値を設定。
- ⑭「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の指標・目標値を引用。

【過去の実績値】(年度)										単位: %
	R1	R2	R3	R4	R5					
	①(i) 約34 (ii) 0 ②0 ③82 ④91.7 ⑤84 ⑥0 ⑦- ⑧100 ⑨0 ⑩0 ⑪- ⑫36 ⑬- ⑭-	①(i) 約51 (ii) 0 ②0 ③86 ④91.7 ⑤86 ⑥26 ⑦83 ⑧100 ⑨14 ⑩0 ⑪55 ⑫54 ⑬24 ⑭-	①(i) 約61 (ii) 45 ②24 ③88 ④91.7 ⑤86 ⑥54 ⑦84 ⑧100 ⑨33 ⑩42 ⑪58 ⑫55 ⑬47 ⑭26	①(i) 約69 (ii) 74 ②42 ③90 ④91.8 ⑤87 ⑥63 ⑦85 ⑧100 ⑨52 ⑩42 ⑪62 ⑫59 ⑬77 ⑭53	①集計中 ②集計中 ③93 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中 ⑦集計中 ⑧集計中 ⑨集計中 ⑩集計中 ⑪65 ⑫集計中 ⑬82 ⑭集計中					
【外部要因】										
【他の関係主体】 ⑤農林水産省、地方公共団体等(事業実施主体) ⑨鉄軌道事業者 ⑩自動車道事業者(事業主体) ⑫地方公共団体(事業主体) ⑭地方公共団体(事業主体)										
【備考】										
【担当課】 総合政策局社会資本整備政策課 ①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室 ②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室・治水課 ③水管理・国土保全局河川環境課流水管理室 ④水管理・国土保全局砂防計画課 ⑤水管理・国土保全局海岸室／港湾局海岸・防災課 ⑥水管理・国土保全局下水道事業課 ⑦港湾局技術企画課港湾保全政策室 ⑧航空局空港技術課 ⑨鉄道局施設課 ⑩物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室 ⑪海上保安庁交通部企画課 ⑫都市局公園緑地・景観課 ⑬大臣官房官庁営繕部計画課 ⑭住宅局住宅総合整備課										
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する									
【業績指標】	(95)リート等の資産総額*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		25兆円 (令和2年度)				40兆円 (令和12年度)				
【指標の定義】	<p>Jリート(注1)、私募リート(注2)、不動産特定共同事業(注3)の資産総額(注4)の合計額 (注1) Jリート(不動産投資法人)とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品のうち、証券取引所に上場しているものを指す。 (注2) 私募リートとは、Jリート(注1)と同様の仕組みで組成される不動産投資法人であるが、証券取引所に上場していないものを指す。 (注3) 投資家から出資を募って、許可を受けた不動産会社等(不動産特定共同事業者)が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。 (注4) 取得価格ベース。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p><目標設定の考え方> 不動産証券化を推進し、不動産投資市場の持続的な成長を実現することは、不動産取引の活性化を促し、優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化等に貢献するものである。引き続き、官民が連携して不動産投資市場の拡大を目指すため、新たな目標値を設定することとする。</p> <p><根拠> Jリート、私募リート、不動産特定共同事業それぞれにおいて、引き続き、過去10年間の平均増加額を維持して成長し続けると仮定して目標値を設定することとする。 なお、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、投資判断に一定期間を要する不動産投資においては、5年という期間ではなく長期の目標が適切であることから、10年後の目標値として設定することとする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:兆円									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	14	16	18	20	22	23	25	27	28	30
【外部要因】	金融市場の動向、国内・海外の景気動向、企業の成長性の高い資産への転換の動向、新型コロナウイルス感染症流行の影響									
【他の関係主体】	金融庁(「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管、「不動産特定共同事業法」を共管している)									
【備考】	<p>優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化等を促進するためには、引き続き、不動産の証券化を推進し、更なる民間資金の活用を促していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめ、官民が連携して不動産投資市場の更なる拡大を目指すためには、新たな目標値を設定し引き続き取組を進める必要がある。 実績値は毎年度集計。</p>									
【担当課】	不動産・建設経済局不動産市場整備課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する									
【業績指標】	(96) 指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数*					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						188千件 (令和2年度)		204千件 (令和7年度)		
【指標の定義】	<p>指定流通機構(注1)(レインズ)(注2)の売却物件に係る各年度の成約報告件数(注3)</p> <p>(注1) 指定流通機構とは、宅地建物取引業法第50条の2の5に基づき指定された者をいう。</p> <p>(注2) レインズとは、指定流通機構である不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム(Real Estate Information Network System)を指すが、レインズという名称は、指定流通機構の通称にもなっている。不動産流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。</p> <p>(注3) 指定流通機構(レインズ)には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、既存物件(マンション・戸建住宅等)及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、初期値及び目標値等は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、不動産の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する既存物件及び土地の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。目標については、平成28年度から令和2年度にかけての成約報告件数の伸びの平均(1.7%)が、令和3年度以降5年間継続するものとした件数を、当該目標値として設定した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:千件									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	158	173	179	179	185	187	188	186	174	183
【外部要因】	不動産市場動向(地価・住宅価格の下落)、金融市場の動向(金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等)									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	不動産・建設経済局不動産課									
【関係課】	不動産・建設経済局不動産市場整備課 不動産・建設経済局土地政策課									

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	32 建設市場の整備を推進する									
【業績指標】	(97) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設・都市開発の海外受注高)*					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						3兆円 (令和2年度)		4兆円 (令和7年度)		
【指標の定義】 建設業及び不動産業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」及び業界ヒアリングに基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等の業界統計に基づき集計)										
【目標設定の考え方・根拠】 令和5年6月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、業績指標97「我が国企業のインフラシステム関連海外受注高*([再掲]建設・都市開発の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。 過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、4兆円を目標値として設定した。										
【過去の実績値】(年度) 単位:兆円										
	H30	R1	R2	R3	R4					
	-	-	3	集計中	-					
【外部要因】 国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。										
【他の関係主体】 なし										
【備考】										
【担当課】	不動産・建設経済局国際市場課									
【関係課】	総合政策局国際政策課、総合政策局海外プロジェクト推進課									

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護								
【施策目標】	32 建設市場の整備を推進する								
【業績指標】	(98)国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率		業績目標						
			初期値 (基準年度)			目標値 (目標年度)			
			2.6% (令和3年10月)			100% (令和7年度末)			
【指標の定義】	<p>建設キャリアアップシステム活用工事の導入率＝建設キャリアアップシステム活用工事発注機関／全発注機関×100</p> <p>「国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入」については、すべての工事を網羅的に把握することは現実的ではないため、当該機関が発注する工事のうち導入実績があれば、その機関においては導入されたとみなして計上する。</p> <p>上記数値の把握については、建設業課で実施している「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」における調査項目「建設キャリアアップシステムの活用促進」を用いる。</p>								
【目標設定の考え方・根拠】	<p>建設業は国民生活・社会経済を支える大きな役割を担っているが、他産業を上回る高齢化が進展しており、近い将来における担い手の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、蓄積された情報をもとに技能と経験に応じ給与を引き上げ、若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、将来にわたる建設業の担い手を確保、ひいては、建設産業全体の生産性向上を目指す上での重要なシステムである。</p> <p>CCUSを有効に活用するためには、同システムにあまねく工事・技能労働者が登録される必要があるため、令和7年度末までに国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率を100%とすることを目標とする。</p>								
【過去の実績値】(年度)	単位:(%)								
	R3	R4	R5						
	2.6	6	6.8						
【外部要因】									
【他の関係主体】									
【備考】									
【担当課】	不動産・建設経済局建設市場整備課								
【関係課】									

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護										
【施策目標】	33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る										
【業績指標】	(99)統計の利用状況* (①情報政策部門が所管している統計調査についての政府統計の総合窓口(e-Stat)へのアクセス件数、②調査票情報の二次利用申請件数、③国土交通統計全体でのオンライン回答率)	業績目標									
		初期値 (基準年度)			目標値 (目標年度)						
		①3,429,174件 (令和5年度)	②260件 (平成27年度)	③34.3% (令和2年度)	①6,517,346件 (令和10年度)	②440件 (令和6年度)	③50% (令和6年度)				
【指標の定義】	市場・産業関係の統計について、統計利用者への利活用に資するため、統計情報の利用状況(情報政策部門が所管している統計調査についての政府統計の総合窓口(e-Stat)へのアクセス件数、調査票情報の二次利用申請件数、国土交通統計全体でのオンライン回答率)を指標とする。										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>統計調査結果については、政府統計の総合窓口:e-Stat (https://www.e-stat.go.jp/)等を通じて、電子的な形等により統計データを提供しており、情報政策部門が所管している統計調査についての政府統計の総合窓口(e-Stat)へのアクセス件数及び調査票の二次利用申請件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。</p> <p>また、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るとともに、統計調査業務の効率化等を実現するため、国土交通統計のオンライン回答率を把握し、オンライン化の更なる促進のための指標とする。</p> <p>情報政策部門が所管している統計調査についての政府統計の総合窓口(e-Stat)へのアクセス件数については、令和元年度から令和5年度までの過去5年間の伸び率(令和5年度から制度変更があった建築着工統計の伸び率を除く)を令和5年度のアクセス件数に乗じた6,517,346件を、5年後である令和10年度の目標とした。</p> <p>また、調査票情報の二次利用申請件数については、統計法第32条及び同法第33条に基づき、利用者の個々の目的により公表された統計以外の調査票データで分析・集計等が可能となっており、利用者の利便性向上に資することから、これまでの申請の進展状況を勘案し、令和6年度までに平成27年度より約70%増の440件とすることを目標とした。</p> <p>さらに、オンライン化の促進に係る目標として、国土交通統計全体でのオンライン回答率について令和2年度より約50%増の50%とすることにした。なお、当該オンライン回答率については、各統計のオンライン回答率の平均を用いている。</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:件										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
①	—	1260531	1,389,387	1,277,517	1,201,837	1,309,695	1,775,308	2,141,119	2,717,454	3,429,174	
②	198	258	256	342	316	419	433	399	323	419	
③	—	—	—	—	—	30.0%	34.3%	38.7%	45.4%		
【外部要因】	なし										
【他の関係主体】	なし										
【備考】	なし										
【担当課】	総合政策局情報政策課										
【関係課】	総合政策局情報政策課建設経済統計調査室 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室 総合政策局交通政策課										

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	34 地籍の整備等の国土調査を推進する									
【業績指標】	(100)地籍調査の進捗率*(①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率)					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						①79% (令和元年度) ②52% (令和元年度)		①87% (令和11年度) ②57% (令和11年度)		
【指標の定義】	<p>①地籍調査の優先実施地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合。 ②地籍調査対象地域全体の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合。 地籍調査実施地域の面積について、初期値は令和元年度までの実施面積。 (① 全数 188,694 ㎥、現状(令和5年度末時点) 151,623 ㎥) (② 全数 287,966 ㎥、現状(令和5年度末時点) 151,623 ㎥)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)においては、地籍調査対象地域(287,966㎥:全国土から国有林野、公有水面等を除いた地域)のうち、優先実施地域(土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域(防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。)を、地籍調査対象地域から除いた地域:188,694㎥)での地籍調査実施地域の面積(148,486㎥)の割合を令和11年度に87%とすることを旨とするとともに、地籍調査対象地域全体での地籍調査実施地域の面積(148,486㎥)の割合を令和11年度に57%とすることを旨とするとしており、これを目標値とする。</p> <p>※調査対象地域等の面積は、第7次計画の策定にあたり、精査したもの。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位: %									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①	-	-	-	-	-	79	79	80	80	80
②	50	51	51	51	52	52	52	52	52	53
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(地籍調査の事業主体)									
【備考】										
【担当課】	不動産・建設経済局地籍整備課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	34 地籍の整備等の国土調査を推進する									
【業績指標】	(101)土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		47% (令和元年度)				100% (令和11年度)				
【指標の定義】	土地分類基本調査の対象面積(人口集中地区及びその周辺を対象とした38,000km ²)に対する土地分類基本調査(土地履歴調査)の実施面積の割合。土地履歴調査の面積について、初期値は令和元年度末時点の実施面積18,000km ² 、目標値は令和11年度までの実施面積38,000km ² 。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月閣議決定)において土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、東京、大阪名古屋を中心とした三大都市圏を中心に全国18,000km²を対象に調査を開始、令和元年度に完了した。</p> <p>第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月閣議決定)において、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部20,000km²を対象に調査することとしている。国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地本来の地形、過去からの土地の人工的な改変状況、土地利用の変遷及び災害履歴情報等を調査する土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和11年度までに調査実施面積の割合を100%とすることを目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	34	36	40	42	44	45	47	53	54	58
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	国土政策局総合計画課国土管理企画室									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進									
【施策目標】	35 自動車運送業の市場環境整備を推進する									
【業績指標】	(102)貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率*		業績目標							
			初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)			
			33.4% (令和5年度)				35.9% (令和10年度)			
【指標の定義】	トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱い為、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。</p> <p>このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動(貨物自動車運送適正化事業)を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。</p> <p>係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。</p> <p>貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。</p> <p>このため、本事業所の認定率(トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。)を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	25.1	26.5	27.6	28.7	29.5	30.2	31.2	32.1	32.8	33.4
【外部要因】										
【他の関係主体】	全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関((公社)全日本トラック協会、各都道府県トラック協会)									
【備考】										
【担当課】	自動車局貨物課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護								
【施策目標】	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る								
【業績指標】	(103)我が国造船業の船舶建造量	業績目標							
		初期値 (基準年度)			目標値 (目標年度)				
		14百万総トン (平成28年～令和元年の平均値)			18百万総トン (令和7年)				
【指標の定義】	我が国造船業の新造船建造量 【初期値:H28～R1の平均】 $14,330,616 = (13,337,209 + 13,197,546 + 14,551,631 + 16,236,079)/4$								
【目標設定の考え方・根拠】	過去における我が国造船業の新造船建造量の最大値である20百万総トン(2010年)に、その後の建造拠点の役割変更や設備の変更等を反映し、現在の建造能力の最大値である18百万総トンを、政策による基盤強化を通じて、我が国造船事業者がその建造能力を最大限、効率的かつ効果的に活用した場合の建造量と考え、2025年の目標としている。								
【過去の実績値】(暦年)	単位:百万総トン								
	H28～R1の平均(初期値)	R2	R3	R4					
	14	13	11	10					
【外部要因】	海運市場の市況(新型コロナウイルス感染症の影響含む)、金融市場の動向、為替の動向、資機材価格の高騰 等								
【他の関係主体】	造船事業者(事業主体)								
【備考】	本指標は、第2次交通政策基本計画の重点指標とされている指標である。 また、実績値は毎年集計する。								
【担当課】	船舶産業課								
【関係課】	海洋・環境政策課								

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	37 総合的な国土形成を推進する									
【業績指標】	(104)国土形成計画の着実な推進(対27年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)*								業績目標	
									初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
									8 (平成28年度)	初期値以上 (毎年度)
【指標の定義】	第二次国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日閣議決定)第1部で提示されている「国土の基本構想」の実現のための3つの方向性、8分野において、目標の進捗を代表的に示すと考えられる11項目の指標のうち、同計画の開始年度である対27年度比で進捗が見られる代表指標の項目数。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>国土形成計画(全国計画)では、「①安全で、豊かさを実感することのできる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在感を発揮する国」の実現を国土づくりの目標とし、同計画の基本的な方針として掲げている。具体的な施策の方向性のうち、中心的なものについては、「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」「国土づくりを支える参画と連携」と、主に3つ目標を定めている。国土づくりの目標実現に向けた計画の進捗状況は、これらの方向性毎に設定した代表的な指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の開始年度である対27年度比で進捗が見られる代表的な指標の項目数が、平成28年度の実績値(初期値:8)以上となることを目標とするものである。</p> <p>なお、令和3年度までは目標の進捗を代表的に示すと考えられる指標を12項目使用していたが、その一つである「ブロック内に本社を有する外資系企業(操業中)の数」については、統計として使用した経済産業省「外資系企業動向調査」が令和2年度をもって廃止された。後続の調査である独立行政法人日本貿易振興機構「外資系企業ビジネス実態アンケート」については平成27年度との比較データが存在しないことから、令和4年度評価より指標から削除し、指標を11項目使用することとした。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:項目									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
	8/11	8/11	9/11	9/11	5/11	5/11	6/11			
【外部要因】	新型コロナウイルス、経済情勢、社会状況の変化									
【他の関係主体】	関係省庁									
【備考】										
【担当課】	国土政策局総合計画課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する									
【業績指標】	(105)電子基準点の観測データの取得率*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		99.77% (令和元年度)				99.50%以上 (毎年度)				
【指標の定義】 取得率(%)=(電子基準点において観測できたデータ量の和(全点)/電子基準点において理論的に観測可能なデータ量の和(全点)※)×100 ※電子基準点において理論的に観測可能なデータ量の和(全点) =30秒間隔で取得された観測データ数(1分間に2回)×60分×24時間×全電子基準点数 初期値(1,384,979,629/1,388,234,880)=0.9977、直近値(1,378,420,491/1,380,571,200)=0.9984										
【目標設定の考え方・根拠】 全国約1,300箇所に設置した電子基準点において衛星測位システム(GNSS:Global Navigation Satellite System)の連続観測を実施し、そのデータを収集・解析して正確な電子基準点の位置を把握している。観測されたデータと正確な位置情報は、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ、多種多様な測量や測位の他、地殻変動の監視や地震・火山活動の予測、危険度評価に利用されており、我が国において不可欠なものとなっている。国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共に、GNSS受信機と通信装置への無停電対策を継続的に講じてトラブルを最小限にとどめ、データの取得率が下がらないように努めてきた。引き続き取得率を下げないようにすることが重要であることから、令和2年度以降の目標値を99.5%以上に設定しているところである。										
【過去の実績値】 (年度)										単位:%
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	99.81	99.77	99.86	99.77	99.75	99.80	99.90	99.84		
【外部要因】 長期間の停電や通信経路遮断等										
【他の関係主体】 電力会社、通信会社										
【備考】										
【担当課】	国土地理院総務部政策課									
【関係課】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院測地観測センター衛星測地課									

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する									
【業績指標】	(106)基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の拡充・更新	業績目標								
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)							
		15,000km ² (令和元年度)	70,000km ² (令和3年度～令和7年度の累積)							
【指標の定義】	基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の拡充・更新面積									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)は、地形を表す標高データであり、様々な行政機関(国土交通省、林野庁、地方公共団体等)が公共測量として実施した航空レーザ測量成果を用いて整備している。このデータは、国土の適切な管理・保全、防災・減災の推進等に必要不可欠な地理空間情報となっており、行政・民間を問わず、多様な分野で利用されている。基盤地図情報数値標高モデル(5mメッシュ)の鮮度が時間経過により失われ、その利用価値が低下しないようにするため、引き続き継続的に整備・更新を行う事が重要であることから、令和3年度から令和7年度にかけて70,000km²を整備・更新することとし、目標値を設定している。</p>									
【過去の実績値】(年度)										単位:km ²
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	15,013	16,583	7,625	15,000	15,329	17,593	19,655	33,465		
【外部要因】	公共測量における航空レーザ測量の実施状況									
【他の関係主体】	<p>地方公共団体(事業主体、航空レーザ測量を実施) 林野庁(事業主体、航空レーザ測量を実施)</p>									
【備考】										
【担当課】	国土地理院総務部政策課									
【関係課】	<p>国土地理院企画部企画調整課 国土地理院基本図情報部管理課</p>									

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する									
【業績指標】	(107)G空間情報センターと連携する各種データプラットフォームの件数	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		6件 (R3年度)					10件 (R8年度)			
【指標の定義】	G空間情報センターと他の地理空間情報を保有する各種データプラットフォーム等とのデータ連携(API連携・データ登録・データ提供等)を実施する累計件数。									
【目標設定の考え方・根拠】	地理空間情報が流通・活用等がされている状態を示すため、G空間情報センターと連携する各種データプラットフォーム等の件数を指標としており、令和3年度末時点でG空間情報センターと連携しているデータプラットフォームの件数である6件を初期値とし、現在、連携候補の各種データプラットフォームの動向を考慮して、目標値を10件と設定した。									
【過去の実績値】	(年度)									単位:件数
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	1	2	2	2	3	6	7	8		
【外部要因】	連携先候補であるデータプラットフォームの動向や意向									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	政策統括官付情報活用推進課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	39 離島等の振興を図る									
【業績指標】	(108)離島等の総人口* ①離島地域の総人口	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		①349千人 (令和2年度)					①315千人以上 (令和7年度)			
【指標の定義】	①離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>離島地域の総人口</p> <p>離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。</p> <p>初期値は令和2年度末の離島地域(254島)の総人口、目標値は令和7年度末に想定される人口減少を上回ることとした。</p> <p>○目標値の設定の具体的考え方</p> <p>離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成30年度末～令和2年度末)をもとに離島の令和7年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、前述の離島の令和7年度人口推計値に全国人口増減比率(令和2年～令和7年末にかけての推計人口の年間増減率を平成30年～令和2年末にかけての人口の年間増減率で除したものを)を乗じ、令和7年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:千人									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	393	386	378	370	363	356	349	341	333	325
注)R2.4.1時点の離島振興法に基づく離島振興対策実施地域に合わせて人口を算出。R2～R5は速報値のため、修正の可能性有り。										
【外部要因】	国内の経済状況、景気動向、災害									
【他の関係主体】	他府省庁、地方公共団体									
【備考】										
【担当課】	国土政策局離島振興課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	39 離島等の振興を図る									
【業績指標】	(108)離島等の総人口* ②奄美群島の総人口					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						②101千人 (令和5年度)		②95千人以上 (令和10年度)		
【指標の定義】	奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>奄美群島の総人口 地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、人口流出等による総人口の減少が続いている。このため、振興開発を図り、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図り、総人口の減少傾向を抑制する。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いる。</p> <p>○目標値の設定時期の考え方 奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が令和10年度末で期限切れとなることから、目標設定時期を令和10年度末とした。初期値については、令和5年度末の実績値とした。</p> <p>○目標値の設定の考え方 奄美群島における総人口の減少傾向を抑制することを目標とする。 具体的には、群島内の総人口の過去(平成25～29年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに令和5年度末人口を推計した。さらに、過去(平成25年～29年度)の社会減少率を算出した上で、政策効果により奄美群島の社会減少率を鹿児島県全体の社会減少率と同程度に抑制した場合の効果を加え、目標値とした。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:人									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	114,184	112,498	110,890	109,515	108,713	107,040	105,649	104,443	102,829	101,125
【外部要因】	国内の経済状況、景気動向、災害									
【他の関係主体】	他府省庁、鹿児島県、地元市町村									
【備考】										
【担当課】	国土政策局特別地域振興官									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	39 離島等の振興を図る									
【業績指標】	(108)離島等の総人口* ③小笠原村の総人口					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						③2,464人 (令和5年度)		③2,464人以上 (令和10年度)		
【指標の定義】	小笠原村の住民基本台帳登録人口とする(外国人除く)。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>小笠原村の総人口</p> <p>地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展と移住・定住の促進に結びつけることが必要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。</p> <p>○目標値の設定時期の考え方 小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が令和10年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を令和10年度末とした。初期値については、令和5年度末の実績値とした。</p> <p>○目標値の設定の考え方 令和5年度末時点の小笠原諸島の総人口2,464人を基に、帰島及び移住・定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づけることを目指して、令和10年度末時点では2,464人以上を目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:人									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	2,474	2,505	2,528	2,585	2,589	2,541	2,528	2,508	2,497	2,464
【外部要因】	国内の経済状況、景気動向、災害									
【他の関係主体】	他府省庁、東京都、小笠原村									
【備考】										
【担当課】	国土政策局特別地域振興官									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	40 北海道総合開発を推進する									
【業績指標】	(109)北海道総合開発計画の着実な推進(目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数)*	業績目標								
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)							
		-	半数以上 (毎年度)							
【指標の定義】	<p>第8期北海道総合開発計画(平成28年3月29日閣議決定)で掲げられている3つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標のうち、目標に向けた着実な進捗が認められる指標の項目数。</p> <p><代表指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・来道外国人旅行者数 ・外国人宿泊客延数の地方部割合 ・客室稼働率の季節較差 ・農業産出額 ・食料品製造業出荷額 ・道産食品輸出額 ・防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合 									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>北海道総合開発は、北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、平成28年3月に閣議決定された第8期の北海道総合開発計画は、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げている。また、計画の目標として、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を設定している。</p> <p>計画の進捗状況は、これらの目標の実現に向けて、行動の指針となる数値目標を掲げた代表指標の改善状況で示されると考えられることから、目標に向けた着実な進捗が見られる項目数が、代表指標数の半数以上となることを目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:項目									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
	3/6	3/6	3/6	4/7	3/7	4/7	集計中			
【外部要因】	経済情勢、社会状況の変化									
【他の関係主体】	関係府省庁、地方公共団体									
【備考】										
【担当課】	北海道局参事官									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	40 北海道総合開発を推進する									
【業績指標】	(110) 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		4.17百万円/人 (平成30～令和4年度の平均) ※令和4年度の実績値が未確定のため暫定値				初期値以上 (毎年度)				
【指標の定義】	一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)の人口一人当たりの地域の主要産業(農業、漁業、製造業)の生産額。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が作成する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画(以下「振興計画」という。)」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。</p> <p>本地域の振興及び住民の生活の安定を図るに当たって、主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額の初期値を第8期振興計画の計画期間(平成30～令和4年度)における実績値の平均である3.96百万円/人とし、毎年度これを下回らないことを目標とする。</p> <p>※令和4年度の実績値が未確定のため暫定値</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:百万円/人									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	3.55	3.79	3.79	4.08	4.02	3.72	3.92	4.00	3.94	4.41
【外部要因】	国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動									
【他の関係主体】	地方公共団体									
【備考】	初期値については、令和4年度の実績値が確定し次第、再整理する。									
【担当課】	北海道局参事官									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進									
【施策目標】	41 技術研究開発を推進する									
【業績指標】	(111) 目標を達成した技術開発課題の割合*	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		-				90% (毎年度)				
【指標の定義】	当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究課題の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>技術研究課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を90%としている。</p> <p>実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位: %									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	93.8	96.8	96.4	96.2	100	97.1	96	100		
【外部要因】	設備故障等の不可抗力 資機材の入手困難									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当課】	大臣官房技術調査課 総合政策局技術政策課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進									
【施策目標】	41 技術研究開発を推進する									
【業績指標】	(112)スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数	業績目標								
		初期値 (基準年度)				目標値 (目標年度)				
		23 (令和2年4月)				100 (令和7年度)				
【指標の定義】	スマートシティの取組において、サービス提供のためのUI/UX(アプリ等)や、データの収集・加工・連携等のための都市OS、データ化及び接続のためのデバイス、ネットワーク、中継機器等の技術を実装した自治体・地域団体数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「未来投資戦略2018－「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革－」にて、『まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ』の記載が盛り込まれる等、平成30年度頃から、内閣府・総務省・経済産業省と連携してスマートシティの取組を進めているところである。</p> <p>令和2年4月時点で、スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数は、23団体であり、令和3年4月に、関係省庁合同でスマートシティガイドブックの公表を行う等、全国への普及展開にむけた取組を加速化していることから、令和7年度の目標として100団体での技術の実装を関係府省と連携して達成することとしている。 (参考)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太方針)『スマートシティを2025年度までに100地域構築する』</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:団体									
	R2	R3	R4							
	33	78	107							
【外部要因】										
【他の関係主体】	内閣府、総務省、経済産業省(スマートシティ関連施策を実施する関連府省と連携し、政府全体で当該目標の達成に取り組む)									
【備考】										
【担当課】	都市局国際・デジタル政策課／市街地整備課									
【関係課】	総合政策局モビリティサービス推進課									

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進									
【施策目標】	42 情報化を推進する									
【業績指標】	(113)国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数*					業績目標				
						初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)		
						0件 (平成24年度)		0件 (毎年度)		
【指標の定義】	国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼすIT障害発生件数。									
【目標設定の考え方・根拠】	近年、政府機関や交通分野においてもITの利活用が急速に進展してきており、それに伴いIT障害発生件数のリスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数を限りなく0件とすることを目標値として設定した。									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	4	3	2	0	2	2	0	0	0	0
【外部要因】	重要インフラ分野におけるITの利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大									
【他の関係主体】	内閣サイバーセキュリティセンター及び関係省庁									
【備考】										
【担当課】	総合政策局情報政策課 総合政策局行政情報化推進課									
【関係課】										

業績指標登録票

【政策目標】	12 国際協力、連携等の推進										
【施策目標】	43 国際協力、連携等を推進する										
【業績指標】	(114)我が国企業のインフラシステム関連海外受注高*(①建設・都市開発の海外受注高(再掲)、②モビリティ・交通の海外受注高)							業績目標			
								初期値 (基準年度)		目標値 (目標年度)	
							①3兆円(令和2年度) ②6兆円(令和2年度)	①4兆円(令和7年度) ②8兆円(令和7年度)			
【指標の定義】	国土交通分野における我が国企業の海外インフラ受注額										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>令和5年6月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、業績指標114「我が国企業のインフラシステム関連海外受注高*(【再掲】①建設・都市開発の海外受注高、②モビリティ・交通の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。</p> <p>過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、各目標年において、①は4兆円、②は8兆円の合計12兆円を目標値として設定した。</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:兆円										
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
	① -	① -	① -	① -	① -	① -	① -	① 3兆円	①集計中	① -	
	② -	② -	② -	② -	② -	② -	② -	② 6兆円	②集計中	② -	
【外部要因】	国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。										
【他の関係主体】	なし										
【備考】											
【担当課】	総合政策局国際政策課、総合政策局海外プロジェクト推進課										
【関係課】	不動産・建設経済局国際市場課										

業績指標登録票

【政策目標】	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上									
【施策目標】	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する									
【業績指標】	(115)官庁施設の耐震基準を満足する割合*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		94.6% (令和元年度)					100% (令和7年度)			
【指標の定義】	国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合(面積率)。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成37年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、100%を令和7年度の目標値としている。</p> <p>なお、本指標は社会資本整備重点計画の「重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)」として登録されている。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H30	R1	R2	R3	R4	R5				
	93.3	94.6	95.3	96.1	96.7	96.9				
【外部要因】	社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合の変化、都市計画等の進捗 等									
【他の関係主体】	関係省庁									
【備考】										
【担当課】	官庁営繕部計画課									
【関係課】	該当なし									

業績指標登録票

【政策目標】	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上									
【施策目標】	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する									
【業績指標】	(116) 保全状況が良好と判断される施設の割合*	業績目標								
		初期値 (基準年度)					目標値 (目標年度)			
		98% (令和4年度)					98% (毎年度)			
【指標の定義】										
<p>国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、前年度の官庁施設の保全状況を調査している。</p> <p>この調査は、①保全の体制・計画、②点検等の実施状況、③施設の状況の3項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。</p> <p>これらの評点の平均が80点以上の施設を「保全状況が良好と判断される施設」とし、官庁施設(保全実態調査を実施した施設数、基礎情報のみの調査を除く)に対する割合(施設数)を、環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。</p>										
【目標設定の考え方・根拠】										
<p>評点の平均点が80点以上の施設は、保全状況が良好と判断される施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。良好な保全の着実な進展を図るため、保全指導を強化し、98%を令和7年度の目標値として取り組んできた。令和4年度に目標値には到達したが、本指標は各省各庁の保全担当者及び国土交通省の保全指導担当者の持続的な取組なしには維持できないものであるため、今後も保全状況が良好と判断される施設の割合が下がることのないよう引き続き質の高い保全指導に取り組むことが必要であり、令和5年度以降も、引き続き98%以上を維持することを目標とする。</p>										
【過去の実績値】(年度) 単位:%										
	R1	R2	R3	R4	R5					
	93	96	96	98	99					
【外部要因】										
点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災										
【他の関係主体】										
各省各庁										
【備考】										
【担当課】	官庁営繕部計画課									
【関係課】	官庁営繕部計画課保全指導室									